
 論 説

イギリスにおける犯罪収益の 刑事没収について (2・完)

澁谷 洋平

目次

- I 序 — 問題状況
- II イギリスにおける犯罪収益の刑事没収 (以上157号)
- III 法律委員会による検討作業と立法提案
- IV 日本法との比較検討
- V 結語 — 課題と展望 (以上本号)

III 法律委員会による検討作業と立法提案

(1) 法律委員会による検討作業の背景、目的、方法

イギリスでは、犯罪収益の刑事没収制度⁽⁹⁶⁾について、2018年11月に法律委員会による検討作業が開始され、国家犯罪局 (National Crime Agency) や英国弁護士評議会 (the Bar Council)、英国法学会 (the Law Society) などの諸機関や学者、実務家などとの事前協議 (pre-consultation) を経て⁽⁹⁷⁾、2020年9月に中間報告書 (CP249) が公表された。CP249で暫定的に提示された104の諮問提案 (consultation proposals : CQ) について、2020年12月までパブリックコンサルテーション⁽⁹⁸⁾が行われた後、2022年11月に最終報告書 (LC410) が公表され、119の最終提案 (recommendations : R) が提示された⁽⁹⁹⁾。

論 説

法律委員会によれば、この一連の検討作業は、「刑事没収制度の公正性を確保し、没収命令の執行を最適化するため、その手続を改善すること」を主な狙いとしている。現行制度は、(a) 没収手続における被害者への補償が正規なものでないこと、(b) 時に非現実的な没収命令が科されていること、(c) 没収制度の動機付与や制裁が効果的でないこと、(d) 民事と刑事捜査との間の相互作用、(e) 関連する法規定と判例法が複雑であること、(f) 保全命令の機能、(g) 治安判事裁判所と刑事法院の執行権限が不十分であることなど、様々な課題を抱えており、①刑事没収制度以外の選択肢や②没収手続に向けた専門家の討論の場、③財産散逸防止に向けた新たな手段なども併せて検討する必要がある⁽¹⁰⁰⁾。

そして、その背景には、次のような事情がある。すなわち、犯罪者から不法利得を剥奪することは「実務的重要性と象徴的意義」をもち、「犯罪がペイしないこと」を具現化しこれを強化する中で犯罪者に対する国家的対応に道徳的威厳を吹き込むものとされてきた⁽¹⁰¹⁾。しかし、会計検査局(National Audit Office)の報告書⁽¹⁰²⁾が示唆するように、制度目的が十分に達成されているかについて懐疑的な意見が少なくない。最高裁判所も、犯罪財産の特定・発見・回復方法に欠陥があり、共犯者の数や身元、役割、犯罪収益総額、犯罪収益の分配などの処理が相当に不明確であることを指摘しており、2002年法に関する裁判例が2009年の177件から2020年の507件に急増していることは、当該分野の重要性だけでなく、法的な複雑さをも反映している。最高裁は、没収制度に関する法解釈の基準として、以下の3点を摘示している。

「2002年法の解釈問題に直面したとき、……、〔①〕制定法の全体的目的、〔②〕実務性の要請、及び〔③〕人権条約上の諸権利を念頭に置くこともきわめて重要である。全体的目的とは、犯罪活動を通して取得された財産を回復することである。なぜなら、犯罪者が犯罪収益を保持することは不法であり、犯罪がペイしないものであることを示す必要があるからである。実務性は、制定法の文言その他の法原理に合致する限りにおいて、回復手続が聴聞と当該財産の物理的発見及び没収の観点の両面にお

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

いて可能な限り単純な、予測可能かつ効果的なものであることを確保することを含む。被告人は、とりわけ欧州人権条約6条にいう公正な裁判を受ける権利や同条約第1議定書1条〔AIP1〕にいう財産権などの諸権利を保障されている。」⁽¹⁰³⁾

こうした現状に鑑み、法律委員会は、検討作業の政策的目標として、刑事没収の制度目的、効率性、現実的な没収命令、効果的な執行、柔軟性、単純化の達成を掲げながら、刑事没収が抱える個々の課題の析出と解決策の提示を試みている。以下、法律委員会による検討作業と立法提案のうち、とりわけ重要と考えられる部分を紹介したい⁽¹⁰⁴⁾。

(2) 資産回復動機付与計画——納付された没収命令額の帰属先

被告人に対して発出された没収命令が履行され、納付された回復可能額相当の金銭は、国家に帰属する。この国庫帰属金銭の取扱いについて、イギリスでは、「資産回復動機付与計画 (Asset Recovery Incentivisation Scheme : ARIS)」という特徴的な計画が運用されている。ARISは、没収制度の運用を支え、執行その他の活動に影響を及ぼすものとして重要である反面、批判の対象として多くの議論があり、同制度の対立点を明らかにすることが求められている⁽¹⁰⁵⁾ ことに鑑み、法律委員会は、本来的には検討作業の対象外であるARISについて、詳細な検討を加えている。

ARISは、2006年に創設され、内務省に帰属した犯罪収益の剥奪資金を没収命令の捜査、訴追及び執行に関わる諸機関に一定割合で配分するという制度である⁽¹⁰⁶⁾。ARISの目的は、「犯罪を削減して正義を実現するという全体的目的に寄与するものとして、関連諸機関に資産回復の動機を付与すること」⁽¹⁰⁷⁾にある。

法律委員会によれば、ARISは、訴追機関の利益衝突により刑事没収の制度目的が歪められかねない点に根本的な問題がある。すなわち、諸機関が多額の資金配分を求めて没収命令の申立てを行うことで、本来の制度目的であるべき「犯罪収益の適正な剥奪」が「各機関の財源の確保」に妥容するおそれがあるということである。裁判所も、高い独立性を有するべき

論 説

捜査活動や訴追決定がARISによる資金配分によって左右されてはならないことに注意的に言及している⁽¹⁰⁸⁾。また、動機付けが機能しないその他の有益な諸命令（例えば犯罪供用物件に対する没収命令（2000年刑事裁判所（量刑）権限法143条）など）が有効に活用されず、諸機関の対応が非効率的なものとなる可能性もある。さらに、諸機関の財源確保が最優先とされると、被害者に対する補償の優先性がより低いものとして扱われかねないこと、将来的な増額申立てを視野に入れて当初の没収命令を非現実的な額で獲得しようと試みる可能性があることなど、ARISが関係諸機関の職務遂行に与える影響は相当に大きい⁽¹⁰⁹⁾。

こうして、法律委員会は、検討対象外であるARISに対する諮問提案や最終提案を行わないものの、内務省によるさらなる検証が必要であると結んでいる⁽¹¹⁰⁾。

(3) 2002年法の諸目的と刑事没収の目的

1 刑事没収の目的の明確化

法律委員会の検討作業に先立ち、既に最高裁は、2002年法の適切な適用に際して苦心する裁判例⁽¹¹¹⁾を踏まえつつ、刑事法院には事案の諸事実や正義に合致させるために没収命令を緩和する裁量権限が全くないものの、「不正義となる没収命令は全く不均衡であってA1P1に違反することを理由に裁判所により退けられるべきであ〔る〕」としていた⁽¹¹²⁾。その後、2015年重大犯罪法による改正を受けて比例性要件（6条5項（b））が導入されたことにより、不正義な没収命令の排除は可能となった⁽¹¹³⁾。もっとも、ある没収命令がA1P1との関係で比例的なものであるかを判断する際には、①当該措置は被告人財産に対していかなる不利益な取扱いとなるか、②当該措置の目的は人権条約の観点から正当化されるか、及び③当該措置は目的達成のための合理的で相当な方法かの3点を問うこととなるから、没収制度の目的の明確化が比例性判断の前提となる⁽¹¹⁴⁾。2002年法には没収制度の目的に関する明白な記述がないため、多様な諸目的が重なり合うこと

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

で一貫性を欠く解釈運用となり、比例性の評価、ひいてはより全体的な没収権限の行使に影響が及んでいる点に問題がある⁽¹¹⁵⁾。そこで、法律委員会は、【CQ1】2002年法に没収制度の目的を定めることを諮問提案した⁽¹¹⁶⁾。

【CQ1】に対しては、刑事司法制度全体の目的と没収制度の目的とを区別するべきであること、没収制度がその他の刑事司法手続により既に捕捉されている領域を侵食し、必要以上に介入的となるべきでないことなどの留保が付されたものの、大多数の賛成が得られたため、【R1】2002年法に立法目的を明文化することを最終提案した⁽¹¹⁷⁾。

その上で、法律委員会は、没収制度の展開に伴って言及されてきた4つの狙い、すなわち①犯罪収益の剥奪、②被害者補償、③犯罪活動の抑止と予防、及び④処罰について、以下のように具体的な検討を進めている。

2 刑事没収の目的

1) 犯罪収益の剥奪

旧法を含め、犯罪収益を犯罪者から剥奪することが没収制度の第1次的目的であることに広く争いの余地はない。もっとも、被告人から特定額の金銭を犯罪収益として取り去ることを意味する「剥奪 (deprivation)」は、国庫への納付や被害者に対する金銭的補償を意味する「回復 (recovery)」と厳密には異なり、それらの何れを目的とするかにより制度運用に差異が生じることがある⁽¹¹⁸⁾。回復でなく剥奪に焦点を当てることは、ARISの考え方に資するものでもあるから、犯罪収益の剥奪が目的であって、被害者補償を含む回復は剥奪の付随的効果として別途考えるべきである。但し、「犯罪収益の剥奪」には、「被告人の支払能力の範囲内」との留保を付すべきである。これは貴族院が判示したもの⁽¹¹⁹⁾であり、かかる留保が適切にも没収制度の限界を画し、同制度が懲罰的なものでないとの事実を反映するものになると考えられる⁽¹²⁰⁾。

そこで、法律委員会は、【CQ2】没収制度の第1次的目的を「犯罪行為からの利益を、被告人の支払能力の範囲内で同人から剥奪すること」とす

論 説

ることを諮問提案した⁽¹²¹⁾。

【CQ2】に対しては、大多数の支持が得られたため、【R2】諮問提案と同一内容を没収制度の第1次的目的とすること、及び【R3】2002年法上の権限を行使する諸機関はかかる制度目的を追求しなければならないものとするを最終提案した⁽¹²²⁾。

2) 被害者補償

元来、被害者補償は量刑の諸目的の1つであったものの（2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）142条1項（b）（e））、没収制度の目的とは考えられていなかった⁽¹²³⁾。しかし、没収制度が薬物犯罪から他の重大犯罪へと拡大されたことに伴い、犯罪行為により財産的損害を受けた被害者の存在がより明確となり、被害者の損失補償の重要性に対する認識が強まった。

没収における補償の優位性について、2002年法上、①被害者が民事裁判による損失回復請求を企図している場合に限り、裁判官は没収命令の支払可能額を減額し得ること（6条6項）、②被告人が賠償命令と没収命令の両方を履行するには資金的に不十分である場合、賠償金を支払うために没収命令を減額し得ること（13条5項、6項）、③没収命令による回収額が第1に補償に向けて支払われ、その他の優先的債務が履行されているとき、没収命令自体に充当されること（55条5項）などに鑑み⁽¹²⁴⁾、法律委員会は、【CQ3】被害者補償が没収命令の回収資金から行われるべき場合、没収制度の目的がこれを確実なものとしているべきことを諮問提案した⁽¹²⁵⁾。

【CQ3】に対しては、むしろ被害者の補償が本質的である、被害回復のためには民事回復の方がより効率的ではないか、被害者補償は没収命令をどのように定量化するかという制度目的論と関連しないのではないかなど、様々な意見が寄せられた。確かに、被害者の問題が過小視され優先的に扱われてこなかったことは事実であるが、没収制度の中に特定の目的として組み入れることについては同意が得られなかった。その理由は、剥奪

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

に焦点を当てた第1次的な制度目的との一貫性が失われること、没収制度をより正当なものとするためのその他の改正案と整合しない部分が生じること、目的と結果とを混同している疑いがあること、補償資金の回収手段として没収制度に不当な力点が置かれかねないことなどにある。補償制度には欠陥が少なくないが、没収制度がその機能を適切かつ十分に代替し得るわけではない⁽¹²⁶⁾。従って、被害者補償を没収制度の目的でなく、その結果と捉えるべきものと判断した。

3) 犯罪活動の抑止と予防

犯罪収益の剥奪こそが犯罪を抑止する最も有望な武器の1つであるとするものも少なくない⁽¹²⁷⁾。これは、没収制度がそもそも「薬物犯罪との格闘」に向けて導入されたこととも整合する。2002年法制定に先行して内閣府は犯罪抑止を低いレベルに置いていた⁽¹²⁸⁾が、法律委員会は没収制度を「犯罪阻止にとって潜在的に価値のある道具」とみて⁽¹²⁹⁾、【CQ4】犯罪抑止及び予防を制度目的に含めるべきであることを諮問提案した⁽¹³⁰⁾。

【CQ4】に対して、多くの賛成意見が寄せられたが、犯罪抑止及び予防が解釈指針となると、将来展望的な抑止が本質的に無限定なものである以上、没収命令額が過酷なものとなりかねず、不当に懲罰的色彩をもつものとなり得るとする反対意見もあった。後述するように「処罰」を目的から除外すべきことに共通理解があるものの、処罰と犯罪抑止及び予防とを截然と切り離すことは困難であって、犯罪抑止及び予防を目的に含めると、暗黙裡に処罰をも目的に含むこととなる。犯罪抑止及び予防を目的に含めることは適切でなく、被害者補償と同様、手続の結果と位置付けるべきものと判断される。さもないれば、没収命令が前提となっている犯罪行為に対する量刑と重複して二重処罰のおそれが生じる⁽¹³¹⁾。

4) 処罰

有罪判決を前提とする没収手続は量刑手続の一部と解されており⁽¹³²⁾、量刑の諸目的には被告人の処罰が明示的に含まれている（2020年量刑法（Sentencing Act 2020）57条2項（a））。欧州人権裁判所も、1986年薬物取引犯罪法の没収制度を懲罰的なものと判示していた⁽¹³³⁾。旧法時代の判例は、命令不履行時の拘禁刑の期間を決定する際、被告人の刑の重さを総合的に検討しており、没収命令を刑罰に類似したものと認識していた可能性がある⁽¹³⁴⁾。

しかし、2002年法制定以降の判例をみると、貴族院は、犯罪収益を被告人の支払能力の限度で剥奪することが第1次的な目的であるとし、犯罪収益の剥奪を通じて有罪判決を受けた被告人を処罰し、さらなる犯罪の遂行を阻止し、さらなる犯罪計画にその利益を利用する可能性を減少させるという第2次的な目的⁽¹³⁶⁾が促進されるとしている⁽¹³⁵⁾。最高裁も、没収命令は「付加的な罰金刑ではない」とし⁽¹³⁷⁾、「没収制度は犯罪の果実を犯罪者から剥奪するという正統な目的を実現するための理性的手段である」⁽¹³⁸⁾とするなど、旧法時代の立場と距離を置いていると考えられる⁽¹³⁹⁾。没収制度は「応報を意図したもの」でなく、処罰面は有罪判決を受けた犯罪に対する量刑により実現されるべきであり、犯罪に対する非難可能性（culpability）と犯罪収益に対する財務上の説明責任（financial accountability）とを混同すべきでない⁽¹⁴⁰⁾。こうして、法律委員会は、【CQ5】処罰を制度目的から外すべきことを諮問提案し⁽¹⁴¹⁾、諮問の結果、広い賛同が得られたため、【R4】同一内容を最終提案した⁽¹⁴²⁾。

（4）没収審理の準備とその時期

没収審理は量刑前に行うことが原則であるが、量刑後に延期することも可能である（14条）。こうした原則と例外の取扱いには不規則な部分があり、量刑と没収とに連続性を持たせる最善の方法を検討する必要がある⁽¹⁴³⁾。没収対象に第三者財産が含まれる場合、財産評価に相当の時間を要し、結

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

果的に量刑手続も遅延する。この点につき、法律委員会は、【CQ6】裁判所が異なる決定をしない限り、被告人が没収手続の終結前に刑の宣告を受けなければならないと定めること⁽¹⁴⁴⁾、【CQ7】没収命令に先行して財産的命令 (financial order)、対物没収命令 (forfeiture order) 並びに剥奪命令 (deprivation order) を課すことを禁止する規定を削除し、裁判所がこれを行う場合には没収命令の決定に際して既に科した諸命令を考慮に入れなければならないとすること⁽¹⁴⁵⁾などを諮問提案した。

また、没収命令の合意を促進する公式の枠組みはないものの、非公式には没収の早期解決 (Early Resolution of Confiscation : EROC) が行われている状況にある⁽¹⁴⁶⁾。このEROCの透明性と公正性を確保するため、【CQ19】①EROCミーティング (当事者が没収命令の妥結を探求し、失敗時、没収審理に際しての争点が特定される) と②EROCヒアリング (裁判官が合意の諾否を判断し、不同意の場合、事件が係属する) という2段階から構成されるEROC制度を公式に導入すべきことを諮問提案した⁽¹⁴⁷⁾。

【CQ6】及び【CQ7】に対しては、相当の賛成が得られたため、【R5】【R6】諮問提案6, 7と同一内容を最終提案した⁽¹⁴⁸⁾。【CQ19】に対しても多数の賛成が得られたため、【R16】EROC手続を公式に施行すべきことを最終提案した⁽¹⁴⁹⁾。

(5) 没収審理

没収審理は、①没収審理に関連する犯罪行為、②利益の獲得、③利益の算定、④回復可能額の決定、及び⑤比例性判断という5つの段階に細分することが可能であった。法律委員会は、そのうち、「利益を得た」の定義と利益算定、犯罪生活様式事案における利益算定と推定規定の適用、利益算定における関連問題、回復可能額に関連する隠し財産や汚れた贈与の取扱いなどについて検討している。

1 「利益を得た」の定義と利益算定

1) 「利益を得た」の定義

法律委員会は、「被告人が犯罪行為からいかなる利益を得たか」、及び「被告人の得た利益がどの程度剥奪されたか」の2点が没収制度の成功の鍵であり、「利益 (benefit : ㊸)」の特定及び算定が現実的かつ注意深く行われることが重要であるとみて⁽¹⁵⁰⁾、「利益を得た」の定義と利益算定について、以下のような検討を加えている。

2002年法は、「利益を得た」について、被告人が犯罪行為の結果として又はこれに関連して財産を獲得 (obtain) したとき、犯罪行為から利益㊸を得ている (76条4項) とし、財産を獲得したか否かは当該財産における「利益 (interest : ㊹) を得たか否か」に依存するとしている (84条2項 (b))。利益㊹には、あらゆる財産的権利・利益が含まれる (84条2項 (h))。こうして、㊹犯罪行為の結果又はこれに関連する財産中に利益㊹を得ると、㊸その財産を獲得して (obtain) おり、㊸犯罪行為から利益㊸を得ている (benefited) こととなるから、㊸「被告人が財産を獲得したか (whether defendant has obtained property)」が、「犯罪行為から利益を得たか (whether defendant has benefited from his criminal conduct)」という問いの核心となる⁽¹⁵¹⁾。もっとも、2002年法の循環的な諸規定と、民事法上幅広い射程をもつ「財産における諸利益 (interests in property)」とが相まって、「利益を得た」という概念が明確性を欠き、一貫的でない没収命令や不当に高額な没収命令が発出されるという問題が生じている⁽¹⁵²⁾。

具体的には、民事法上、所有権 (ownership) と区別される所持ないし占有権 (right to possession) の取得は利益㊹を得たものと評価されるから、2002年法上、財産所持者はこれを獲得したのものとして取り扱われる。そうすると、窃盗犯人は当該盗品を、薬物運搬者は当該薬物をそれぞれ所持しているから利益㊹を得ており、その財産を獲得し利益㊸を得ていることとなる。しかしながら、裁判所は、時としてかかる取扱いを不公正であるとして、別異に取扱う余地を認めている⁽¹⁵³⁾。法律委員会は、こうした

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

裁判実務と2002年法の文言との乖離が法の確実性を損ない、「利益を得た」ことと利益算定とを混同したものであると評価する⁽¹⁵⁴⁾。例えば、「寄託 (bailment)」の場合、2002年法の文言を一見すると、占有権の取得があるため、受託者と財産との事実的な関係性を問わず、一律に対象財産を獲得したものと取り扱われるべきものとなる。しかし、寄託に基づき他人財産を所持する受託者にとって当該財産の所持が高い価値を持つことがある一方で、寄託の趣旨が他人財産の保管又は移転など、受託者が窃盗や器物損壊などの合理的に予見可能な障害からこれを保護するために善管注意義務を負うに留まることもある。その場合、当該財産の所持が財産的価値を持つというよりも、所持に義務が伴われるに過ぎない。控訴院は、前者のみならず後者をも寄託対象財産を獲得したと取り扱うことは「2002年法が達成しよう意図するところから離反することとなる」として、そこでは2002年法という刑事法の解釈が問われていることを指摘している⁽¹⁵⁵⁾。これは、所持から派生する財産的権利が存在することが財産を獲得したか否かの判断にとって必ずしも決定的でないと考えるべきことを示唆している⁽¹⁵⁶⁾。

他方、貴族院は、「人は財産を単独又は共同で法的に所有すれば通常これを獲得しており、所有権は処分又は支配権と結び付いている」として、所有権に基づく理解を示した⁽¹⁵⁷⁾。もっとも、かかる所有権基準を単純に適用すると、窃盗犯人は自己の所持する他人の盗品を獲得していないこととなりかねない。そこで、控訴院は、「所有権が推定される場合にも財産を獲得している」として上記理解を修正している⁽¹⁵⁸⁾。また、財産が信託に付されている場合にも、所有権基準では適切な処理が困難である⁽¹⁵⁹⁾。このように、「利益を得た」の定義が不明確なものとなっている原因は、民事財産法原理を刑事法解釈に導入したこと⁽¹⁶⁰⁾、裁判所が各事案の適切な処理のため具体的事実に着目せざるを得ないこと、没収制度の目的の定義的規定が存在しないことの3点にある。

以上の検討から、法律委員会は、後述する諮問提案のように、「利益を得た」を民事法的に把握するオプティン・テストと決別し、これをより事

実的に把握するゲイン・テストに移行する必要があると結論付けている。

2) 利益の算定

次に、利益算定の問題について、法律委員会は、以下のような検討を行っている。

「利益を得た」に関するゲイン・テストが、被告人の犯罪前後の財産の得喪に焦点を当てるものであることを理由として、直ちに純益主義 (profit model) を採用するべきと考えるのは不適切である。利益^③を純益と扱うことは犯罪者の資金移転や隠匿、偽装や散逸を促し、「犯罪収益剥奪の潜脱を許容する」⁽¹⁶¹⁾ こととなり、そうして犯罪者の財産隠匿等の行動を許容するとなると2002年法で禁止されるマネロン罪 (327条～329条) が「不合理なもの」⁽¹⁶²⁾ となるほか、犯罪収益の剥奪を目的とする没収制度において通常の合法事業のような「会計処理を導入すべきでない」⁽¹⁶³⁾ ことがその理由である。現行法が純益主義でなく総額主義を採用する根拠は説得的であって、論理的であるとともにメリットもある⁽¹⁶⁴⁾。法律委員会の諮問提案は、純益主義への移行を企図するものではない。

また、共犯事件において共犯による犯罪全体の利益額を決定した上で、この利益額を回復可能額とする没収命令を共犯者全員に等しく発出することは当然可能であるが、共犯者間での利益分配を考慮して、分配額を回復可能額とする没収命令を共犯者ごとに発出することがより適切な事案もあり得る。最高裁の立場は、複数の共犯者が同一額の没収命令を受け得ることを認めるものの、常にこれが要求されるわけではないとして、適切な事案の到来を待つものであったが⁽¹⁶⁵⁾、時に裁判官や訴追機関がそうした立場を顧慮せず、共犯者全員に対する全利益額の没収命令を安易に発出している可能性があると観測される。利益額が共犯者間で明らかに分配されているにもかかわらず、共犯者全員に対する全利益額の没収命令を発出することは、Ahmad判決第1基準や第3基準に反している。かかる「過剰回復」に対する異論は説得的である。利益額全体の没収命令を共犯者全員に発出

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

することが原則的ではあるものの、共犯事件の利益分配に関する認定が可能な場合にはこれを利益算定時に行うべきである。また、かかる利益分配に係る証明責任は、訴追機関でなく被告人が負うべきである⁽¹⁶⁶⁾。

3) 諮問提案と最終提案

以上の検討結果に基づき、法律委員会は、「利益を得た」について、【CQ28】利益⑥の決定において、裁判所は、①被告人がその犯罪行為の結果として又はこれに関連して「得た (gained)」ものを認定し、被告人の利益⑥がその得たものと同額となる没収命令を発出しなければならないこと (ゲイン・テスト)、②但し、被告人の意図がその得たものに関連して限定的な支配処分権を有するに留まると認められるため①の取扱いを不当と認めるときはこの限りでないこと、【CQ29】「得る (gain)」とは①ある者が有しているものを有し続けること (keeping)、②ある者が有していなかったものを手にすること (getting)、及び③それらには一時的及び永続的なものが含まれること⁽¹⁶⁷⁾、【CQ47】複数被告人の利益を評価する際、裁判所に利益分配に関する認定を要求すべきこと⁽¹⁶⁸⁾を諮問提案した。

【CQ28】は、①利益概念の移行を図り、②得た財産の処分支配権に対する被告人の意図を(総)利益額の算定に反映させることを求めるものであった。①に対しては、明らかな多数の賛成が得られる一方で、かかるテスト変更は純益主義への移行を意味するから公共政策の観点から十分な検討が必要ではないか、逆にテスト変更は純益主義への移行を意味しないから無用なものであるなどの反対意見も寄せられた⁽¹⁶⁹⁾。しかし、【CQ28】は、純益主義への移行を意味するものでなく、「被告人は何らかの財産的権利・利益を獲得したか」という問いから「被告人は犯罪に先立ち有していなかった何を得たのか」という問いへと変更して財産法原理から離れることにより、公正さというよりも法の単純化と明確性という法改正の中核的役割の充足を意図するものである。また、②に対しても、①と同様、多数の賛成が得られたものの、裁判所に被告人の意図の判断という無用な複雑さを課

論 説

すものではないか、没収制度の目的を達成していないのではないかなどの反対意見があったほか、証明責任と程度の問題も未解決であった⁽¹⁷⁰⁾。この点についても、法律委員会は、事実審裁判官による公判と没収審理を通じて被告人の意図に関する判断の複雑さが緩和され得ること、意図による限定（減額）の証明責任が被告人にあると考えるべきこと、没収制度の目的は犯罪収益の剥奪であって【CQ28】②がその目的の達成を妨げるものではないと評価した⁽¹⁷¹⁾。【CQ29】に対しても、強力な賛成が得られた。純益主義でなく総額主義がなお適切であり、【CQ29】①②③から構成されるゲインに関する幅広い定義が採用されるべきであると考えた⁽¹⁷²⁾。こうして、法律委員会は、【R29】、【R30】 諮問提案28、29と同一内容を最終提案とした⁽¹⁷³⁾。

【CQ47】に対しては、非常に強力な賛成が得られた。確かに、利益額の配分に関する認定において、被告人が妨害的行動や詐導的行動をとることや、共犯事件における役割を明かそうとしないことなどを通じて、没収手続がさらに長期化するとの懸念もあるが、これらは利益分配の証明責任を被告人側に負わせることで解消し得ると思われる⁽¹⁷⁴⁾。そこで法律委員会は、【R31】 裁判所は、被告人が得たものに対する限定的な支配処分権を有する意図であったかを決定する際、被告人と他者間での分配について検討しなければならないこと⁽¹⁷⁵⁾、及び【R32】 特定の割合に基づき利益を配分することができない場合、裁判所は、全利益額についての等価責任を共犯者全員に課すこと（全員が全利益額を回復可能額とする没収命令を发出され得るが、誰かが没収命令の一部を履行すると全利益額が減少し、過剰回復を否定するという連帯債務的な取扱い）が正義の利益（interests of justice）に適うと認めるときを除き、全利益額を均分した支払責任を各被告人に課す没収命令を发出しなければならないことを最終提案した⁽¹⁷⁶⁾。

2 犯罪生活様式 (criminal lifestyle : CL)

法律委員会は、犯罪生活様式 (75条) に関連して、①2002年法別表2の改正の要否、②一連の犯罪活動の発動要件、③利益額の閾値と定期的見直しについて、以下のような検討を加えている。

1) 別表2関係

CL推定規定の発動要件①としての別表2は「犯罪者が基盤とする典型的な反復累行犯罪」として記述され、「犯罪により生計を立てている者」に収支に関する説明責任を負わせるものであるから、軽微な犯罪を対象から除外することが適切である。別表2の犯罪の基準は、「一定の規模をもつ犯罪であること」と「発覚が困難であること」である。事前協議では、現行の別表2から一定の犯罪（薬物濫用（1項）、犯罪財産獲得援助（2項）、知的財産犯罪（7項））を削除すべきとの意見があったが、上記趣旨に照らして相当でない。【CQ30】別表2から削除すべき犯罪類型があるか否かについて諮問提案したところ、削除意見がほぼなかったため、この点に関する最終提案を行わないこととした⁽¹⁷⁷⁾。

逆に、別表2に一定の犯罪（犯罪財産取得等罪（329条）、売春宿管理罪、詐欺罪（fraud）、賄賂罪（bribery））を追加すべきであるとの意見があった。犯罪財産取得等罪は自己洗浄を禁止するものであり、犯罪財産の特定は非常に容易である。犯罪財産の源泉が明確であり、これが起訴の根拠となるのであって、結果的に犯罪財産の没収が大きく妨げられる可能性は低い。そこで、別表2の犯罪財産隠匿等罪（327条）、同取得等援助罪（328条）と異なり、【CQ31】本罪を別表2に追加する必要がないことを諮問提案し、諮問結果は分かれたものの、諮問時の態度を維持することとした⁽¹⁷⁸⁾。

売春宿管理罪は、別表2第8項の性犯罪と同様、相当の利得を生むものであるから、【CQ32】本罪を別表2に追加すべきことを諮問提案し、これを最終提案することとした⁽¹⁷⁹⁾。詐欺罪は、非常に広い行為を捕捉するものであり、CL推定の適用事案が激増し得るため、【CQ33】本罪を別表

2に追加すべきでないことを諮問提案し、これを最終提案とした⁽¹⁸⁰⁾。賄賂罪は、適切に組織化された機関内において単独でも発生し得るから、本罪を別表2に追加することは不当であること、CL推定を媒介せずに賄賂罪が訴追され利益が剥奪されていること、賄賂罪の文脈で推定を適用すべき事案がほとんどないことなどから、【CQ34】本罪を別表2に追加すべきでないことを諮問提案し、これを最終提案とした⁽¹⁸¹⁾。なお、【CQ35】別表2に追加すべきその他の犯罪に関する諮問に対して10個の犯罪⁽¹⁸²⁾が回答され、犯罪規模や犯罪組織との結合性、高額の没収命令発出事案の存在などに鑑み、不法投棄罪のみ別表2に追加すべきと判断した⁽¹⁸³⁾。

以上の検討に基づき、法律委員会は、【R35】①売春宿管理罪（1956年性犯罪法（Sexual Offences Act 1956）33A条〔2003年性犯罪法による改正後の犯罪〕）及び②不法投棄罪（1990年環境保護法（Environmental Protection Act 1990））及び2016年環境許可規則（Environment Permitting Regulations）2016）38条1項）を別表2に追加することを最終提案した⁽¹⁸⁴⁾。

2) 一連の犯罪活動関係

CL推定規定の発動要件②の「一連の犯罪活動」は、没収手続の前提となる犯罪の有罪判決とは別に3つ以上の犯罪につき有罪判決を受けた場合（複数訴因型（multiple counts course）：75条3項（a））か、過去6年間でかかる前提としての有罪判決とは異なる2つ以上の機会に有罪判決を受けた場合（複数有罪判決型（multiple convictions course）：同条同項（b））の何れかに該当するときに認定される。従って、前者では合計4つ以上の犯罪に対する有罪判決が、後者では合計3つ以上の犯罪に対する有罪判決が要求されていることになるが、かかる犯罪数の相違に合理的理由があるかは疑問である。そこで、【CQ36】両者を統一すべきであること、【CQ37】その犯罪数をいくつとすべきかの2点を諮問提案したところ、前者に対しては強力な賛成が得られ、後者に対しては意見が分かれたもののこれを3つとする意見が多数であったため、【R36】75条3項における犯罪数を3に

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

統一するよう改正することを最終提案した⁽¹⁸⁵⁾。

3) 閾値関係

CL発動要件②③は、CLの指標とならない軽微な違反行為が含まれることを防ぐため、£5,000以上の利得という閾値を定めている。この閾値は「重要な利益」を担保する要件であるが、一度も変更されたことがなく、意図された役割を果たすものとなっていない可能性がある。そこで、【CQ40】①£5,000をインフレ率で補正した額、②6か月間の国民最低生活賃金をインフレ率で補正した額、③その他の額という3つの選択肢を付して、閾値を改正すべきか否か、及び【CQ41】5年ごとにこの閾値を国務大臣が検証することを義務付けるべきか否かを諮問提案したが、閾値額について共通理解が得られなかったため、2002年法の当初の立法意図を尊重し、【R38】閾値を£5,000+インフレ補正額とし、【R39】国務大臣による定期的検証を実施するよう法改正を行うことを最終提案した⁽¹⁸⁶⁾。

3 CL推定規定の適用

さらに、法律委員会は、CL推定規定の適用時点や方法についても検討を加えている。

例えば、現行法上、訴追機関には没収手続の申立て自体には裁量が認められているが、CLによる推定規定は自動的に適用されることとされ、訴追機関には裁判所に対して推定規定の不適用を求める裁量がない。確かに、CL推定規定は「犯罪利得を決して許容しない」とのメッセージを送ることに資するものの、現実的で比例性のある没収命令の発出を求めるため、訴追機関が苦心している状況がある。そこで、法律委員会は、【CQ43】訴追機関がCL推定規定の不適用を求める裁量を行使できるよう法改正を行うべきことを諮問提案し、【R40】諮問提案43と同一内容、及び【R41】かかる裁量的判断を行う際の訴追指針を公訴局が策定することを最終提案した⁽¹⁸⁷⁾。

また、CL推定規定の発動を目指した訴追機関による「正式起訴状の積

論 説

重ね（stacking the indictment）」という問題に対応するため、法律委員会は、「手続濫用」を理由とする審理停止権限⁽¹⁸⁸⁾に加えて、【CQ44】「正義の利益」の観点に基づくCL推定規定の裁量的な不適用が必要ではないかと諮問提案したが、推定規定適用の一貫性や確実性が損なわれることや、潜在的な不公正には「不正義の重大なリスク」（10条6項（b））や「比例性」（6条5項（b））による対応が望ましいとの強い反対意見があったため、かかる問題についてはこれらの条項で対応すべきものと判断した⁽¹⁸⁹⁾。

もっとも、「不正義の重大なリスク」に基づくCL推定規定の不適用について、裁判所は、利益額の二重計上を排除することを除き、これを非常に狭く解釈している⁽¹⁹⁰⁾上、その限界は不明確でもある。そこで、法律委員会は、【CQ45】かかるリスクの有無を決定する際、裁判所が（a）法廷に顕出された口頭又は文書による証拠を適切に評価すること（b）文書による証拠が法廷に顕出されていないとき、その確固たる理由の有無につき検討しなければならないことを諮問提案した。この点については強力な賛成が得られたため、【R42】諮問提案45と同一内容を最終提案するとともに、【R43】二重計上に限らず、CL推定規定の適用により不正義の重大なリスクに至る重要な諸要因があるか否かを判断すべきことを最終提案した⁽¹⁹¹⁾。

4 利益算定における関連問題

2002年法施行後、100件以上の上訴事案が利益算定に関連するものである。増大し続ける判例法は法の不確実性を生み出し、不適切な没収命令に繋がるものとみられている。そこで、法律委員会は、判例法により展開された諸原理について、以下のような検討を行っている。

1) 犯罪性により汚染された財産

この問題領域には、①犯罪に由来しない財産が部分的に財産購入費用に充てられた場合や、②合法的な事業の中に犯罪的な取引があった場合、③財産購入費用の一部が犯罪活動により獲得された借入金であった場合などが

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

含まれる。

裁判例によれば、①について、個別的犯罪行為事案では、訴追側が利益の程度を証明する責任を負い、財産購入費用に合法資金が充てられたことを示す証拠に裁判所の注意を向けさせる必要がある一方、総体的犯罪行為事案では、当該費用中に被告人の利益があることを訴追側が証明すれば足り、当該費用が合法資金であることを証明する責任は被告人側が負う⁽¹⁹²⁾。②について、事業が合法的なものである場合、利益は、事業全体の取引額でなく、当該事業の範囲内のうち犯罪性により汚染された取引に関連する部分に限られる⁽¹⁹³⁾。当然ながら、事業全体が不法な場合、取引額全体が利益算定の基礎となる。③について、「借入金を得たこと」でなく「弁済の利益」に照らして利益を算定すべきである⁽¹⁹⁴⁾。

そこで、法律委員会は、【CQ48】犯罪性により汚染された財産について、関連諸原理に係る指針を策定すべきこと、及び【CQ49】この諸原理には、上記裁判例の立場が含まれるべきことを諮問提案した⁽¹⁹⁵⁾。

2) 煙草輸入税の免脱

煙草不法輸入による関税免脱は財産的利益として取り扱われる⁽¹⁹⁶⁾。この問題に関する上訴事案がこの10年で16件存在しており、それらの裁判例の指針的な諸原理を制定法に組み込むことが望ましい。法律委員会は、【CQ50】煙草販売・輸入上の義務違反に関する控訴院判決⁽¹⁹⁷⁾を指針に含めることを諮問提案した⁽¹⁹⁸⁾。

3) 会社組織や法定信託の利用

犯罪者は、法人格と経営上の権利を有する会社組織を利用して、財産の真の所有者であることを隠蔽することがある。財産の真の所有者ないし支配者を検証することは「没収手続にとって必須のこと」⁽¹⁹⁹⁾であり、裁判所は、会社組織の存在により隠蔽され得る被告人の真の利益を適切に特定するような諸事実を発見しなければならない⁽²⁰⁰⁾。

論 説

また、財産が第三者によって完全に保持されているか否か、被告人が財産に関連する信託の受益者であるか否かも考慮されなければならない。住居が被告人の妻名義で登記されているものの、当該財産を共有することにつき両者に共通意図があることから被告人が実際には財産の利益を有していると認定されることがあり得る。かかる「法定信託 (common intention constructive trust)」は、「刑事没収において民事法原理が最もよく参照される例」とされる⁽²⁰¹⁾。

もっとも、法定信託の射程や適用に関する立ち入った議論が行われているともいえない。そこで、法律委員会は、【CQ51】会社利益が被告人利益と取り扱われる場合に関する諸原理を刑事実務指針その他の指針に盛り込むべきこと、及び【CQ52】没収手続における法定信託に関する事案を扱う裁判官を導くための最善の方法は何かについて諮問提案した⁽²⁰²⁾。

4) 関連問題に関する最終提案

上記3つの事項に関する諮問の結果、多くの支持を得たため、法律委員会は、【R44】第1次的立法に (a) 財産の購入費用に犯罪収益の一部が充てられている場合、被告人の総利益は犯罪行為から生じた財産部分の価額に、(b) 財産が信用取引の対象である場合、被告人の総利益は信販会社の返済に引き続き被告人が支払うべき財産部分に、それぞれ限定される趣旨の条項を規定すること、及び【R45】刑事手続規則委員会 (Criminal Procedure Rule Committee) が上記諸事項に関連する指針化方法を検討すべきことを最終提案した⁽²⁰³⁾。

5 回復可能額

法律委員会は、回復可能額に関連する問題について、以下の5点を検討している。

1) 返還済み財産がある場合の取扱い

現行法上、国家に差し押さえられた財産は利益を返還したのものとして取

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

り扱われないため、被告人は、2度、利益を支払う義務が発生する。かかる二重剥奪は、刑事没収の目的を超えるものであるから、【CQ53】国家に差し押さえられた財産や被害者に返還された財産がある場合、これらを没収命令額に反映させるべきことを諮問提案した⁽²⁰⁴⁾。

【CQ53】に対しては、幅広い賛成が得られた⁽²⁰⁵⁾。返還財産に対する二重責任を回避するためには、①被告人の総利益 (total benefit: TB) の算定、②総利益から返還財産額を控除した残利益 (outstanding benefit: OB) の算定、③被告人が負うべき回復可能額の決定 (それゆえ回復可能額はOB又は入手可能額 (<OBの場合) となる) という3段階を構想する必要がある。当然ながら、この枠組みは、利益額から様々な支出控除を認める純益主義ではなく、二重剥奪を阻止するものである⁽²⁰⁶⁾。こうして、法律委員会は、【R46】人が犯罪行為から利益を得たとされる場合、総利益は獲得財産額であること、及び【R47】被告人の総利益の算定後、裁判所が国家や被害者に返還された財産を特定し、その価額を総利益から控除して残利益を算定して回復可能額を決定すべきことを最終提案した⁽²⁰⁷⁾。

2) 裁判所の説明責任

入手可能額が利益額を大きく下回り、£1の没収命令が発出された場合、犯罪収益の剥奪が適切に機能していないのではないかとの不信感を招き、犯罪がペイしないとの明確なメッセージによる犯罪予防目的にも適わないこととなる。「刑事法院要綱 (Crown Court Compendium)」の説示例には最低額の没収命令の根拠や入手可能額の再算定による増額について説明がない。法律委員会は、かかる実務の透明性と社会的理解の促進を図るため、【CQ54】これらを刑事手続指針の中に組み込むことを刑事手続規則委員会が検討すべきこと、これらを刑事法院要綱に取り込むことを諮問提案した⁽²⁰⁸⁾。

【CQ54】に対しても、多数の賛成が得られたため、【R48】被告人の残利益が総利益よりも低い場合及び／又は没収命令が回復可能額を下回る場合、裁判所が各額面の意味することや額面が異なる理由、将来的に残利益

論 説

を回復するため増額申立てが行われる余地があることなどを被告人が理解していると認めなければならないことを内容とする指針の策定を刑事手続規則委員会が検討すべきこと，【R49】 裁判官教育機関（Judicial College）が刑事法院要綱に前記指針所定の諸事項に関する説示例を記載することを検討すべきこと，及び【R50】 王立裁判所及び審判所サービス（HM Courts and Tribunals Service）が残利益を下回る没収命令が発出されたことの帰結について没収命令の記録書式に簡潔な説明を記載することを最終提案した⁽²⁰⁹⁾。

3) 証明責任と程度——「隠し財産（hidden assets）」

回復可能額は訴追側が証拠の優越により証明した利益額と同額であることが出発点であり，被告人側がかかる利益額を支払うための十分な財産を有していないことを証拠の優越により証明しない限り，利益額が回復可能額となる。しかし，被告人は，裁判所による検証を避けるため十分な文書提出をしないことがある⁽²¹⁰⁾。かかる行動の動機は，脱税を試みる者と同様である。他方，会計処理が著しく不適切であるなどの理由から文書が保管されておらず，裁判所に提出し得ないこともある⁽²¹¹⁾。そうした場合，被告人による口頭の証拠しか存在せず，これが容易に排斥されてしまうという問題も生じる⁽²¹²⁾。

こうして，様々な理由から利益額と入手可能額に基づく回復可能額との相違につき説明が困難なことが多く，「隠し財産についての不適切な認定が多額の未履行債務の要因となっている」ともいわれる。その性質上，当局は隠し財産の場所や形態を知ることができず，執行を困難にするからである。そこで，法律委員会は，隠し財産の証明責任を訴追側に負わせるべきかについて慎重に検討しつつ，そうすべきでない結論付けた⁽²¹³⁾。むしろ，被告人提出に係る証拠の評価について，被告人の証明が成功したか否かの評価とは別に，裁判所の独自の認定を可能にするという，含みのある立場を採用すべきである。つまり，【CQ56】 裁判所は，単に被告人が証

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

明責任を果たしたか否かを超えて、事案の全状況及び全証拠（訴追側と被告人側の何れが提出したものを問わない）に照らして隠し財産の有無を判断すべきこと⁽²¹⁴⁾、【CQ57】隠し財産に関連する判例法を制定法化するとともに関連諸原理の定式化を通じてこれを明確化すべきこと、【CQ58】隠し財産に関連する諸原理⁽²¹⁵⁾を刑事手続規則に定めるべきことを諮問提案した⁽²¹⁶⁾。

【CQ56】～【CQ58】に対しては、何れも相当多数の賛成が得られた。そこで、【R51】入手可能額が残利益よりも低いことを被告人が証明するか、そうでなくても事案の全状況に照らして裁判所がこれを認める場合、裁判所は入手可能額に基づく没収命令を発出しなければならないこと、【R52】入手可能額が残利益よりも低いとき、裁判所がその相違が隠し財産によるものと扱うか被告人に有利に扱うかを決定し得るとの趣旨を2002年法に規定すること、【R53】隠し財産に関する補助的指針を2002年法に規定すること、及び【R54】入手可能額と利益額との相違が被告人の犯罪行為と無関係の利益から拠出された個人的支出や財産価額の変動によるものか否かを検討しなければならないことを最終提案した⁽²¹⁷⁾。

4) 汚れた贈与 (tainted gift)

(i) 汚れた贈与の概念と判断方法

被告人が財産を無償又はその価額を大きく下回る対価 (consideration) で他人に移転した場合、「贈与 (a gift)」と取り扱われ、その返還を受贈者に請求することができないものの、没収命令の目的に照らし、汚れた贈与の価額が被告人の入手可能額に算入される (78条1項)。こうした取扱いがなければ、被告人が贈与により自己の財産を回復不能なものを通じた、入手可能額が不当に低額なものとなり、ひいては没収手続が形骸化されるからである。もっとも、現行法上、「贈与」や「対価」の定義規定がなく、汚れた贈与に当たるか否かの判断は「著しく事実特定の性質を帯びる⁽²¹⁸⁾。例えば、犯罪収益を資金として被告人が購入した財産

論 説

に第三者（妻）との共同利益が登記され、信託に付されていたが、妻から被告人に対して何ら財産的な対価が支払われていないという場合、移転された財産は汚れた贈与に当たるかが争点となるなど、被告人から移転された財産への「対価の相当性」が問われることとなる⁽²¹⁹⁾。

「汚れた」贈与というためには、その贈与財産を辿ると犯罪行為が特定できるということを要しない。CL非認定事案の場合、有罪判決を受けた個別犯罪の遂行日以降に財産が贈与されているとき、CL認定事案の場合、有罪判決を受けた犯罪の手續開始日の6年前以降に財産が贈与されているとき、当該贈与は汚れたものとなる（77条1項）。後者の場合、贈与財産が被告人の総体的な犯罪行為の結果として又はこれに関連して獲得されたものであるとき、又は全部・一部、直接的・間接的を問わず、総体的な犯罪行為の結果として又はこれに関連して獲得された財産を代表するものが手中にあるとき、贈与財産は汚れたものとなる（同条3項）⁽²²⁰⁾。

汚れた贈与に相当する財産の割合は、 $[\text{移転時の財産の価額} - \text{提供された対価}] \div [\text{移転時の財産の価額}]$ によって算定される（78条2項）。例えば、移転時に£20,000相当の財産を子に£5,000で売却した場合、汚れた贈与に相当する財産割合は75%となる。汚れた贈与の価額は、贈与時の財産の価額と没収命令時に発見された財産の価額のうち高い方をいう（81条）。

そもそも、汚れた贈与の諸規定が①起源を追跡すれば犯罪行為に到達し得る贈与財産と、②そうした贈与がなければ入手可能額でなく利益額を回復可能額とする没収命令を履行し得たであろうところの贈与財産とを射程に収めている点は、2つの理論的根拠を示唆している。第1に、真の所有者を偽装して入手可能額の算定領域から財産を放擲する企てから利得することを許容すべきでないという点、第2に、上記企てをしたか否かを問わず、財産贈与によってその財産を取り戻すことができないとの理由に基づき犯罪利益の返還責任を免れることを許容すべきでないという点である。公共政策の問題として、被告人は没収命令の履行に向けて汚れた贈与の価額を保有しているものと考えられている。これは贈与財産が第三者に帰属

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

している場合も同様であって、汚れた贈与額を支払わないときは不履行による拘禁刑が科されることとなる。没収命令は特定財産の現金化でなく、対人的な金銭支払を命じるものであることを、裁判所は一貫して判示している⁽²²¹⁾。

没収命令が履行されない場合、訴追機関は「執行官」の任命を申し立てることができる(50条)。執行官は、命令充足に向けた財産の換金権限を持ち(51条)、この換金可能財産には「汚れた贈与の受贈者が保持する任意に処分可能な財産」も含まれる(83条)から、潜在的には汚れた贈与の受贈者からその価額を回復することも可能である。執行官の任命は裁判所の裁量的判断による。

(ii) 汚れた贈与の問題点

法律委員会によれば、汚れた贈与の問題点は、①汚れた贈与の〔不〕算入に関する裁判所の裁量がないこと、及び②被告人に支払能力がない額を入手可能額に算入することにある。①は、旧法が裁判所の裁量を認めていたことと対照的である(1988年法74条10項(b))。②は、①履行不能な汚れた贈与額の算入により、没収命令の不履行時の拘禁刑が必然的に執行されることとなり不正義となる可能性があること⁽²²²⁾、②履行不能な汚れた贈与額の算入により、巨額の未履行債務だけが積み重なっていく可能性があること⁽²²³⁾の2点に具体的な問題がある。汚れた贈与の算入によって生じるこれらの不都合に比例性で対応する余地はない⁽²²⁴⁾。汚れた贈与制度は犯罪収益の剥奪目的にとって基底的作用を担うものとされており、目的達成のために必要な合理的手段であることが否定される可能性がほとんどないからである。汚れた贈与制度を支える公共政策と特殊事情との調和を図る必要がある⁽²²⁵⁾。さらに、③現行法上、汚れた贈与の成立時点は「犯罪遂行日以降」(77条5項(a))であるが、「犯罪遂行時点以降」と解さないと明らかに不当である⁽²²⁶⁾。

(iii) 諮問提案と最終提案

法律委員会は、上記①②③に対応するため、【CQ59】汚れた贈与と没収命令不履行時の拘禁刑に関する諸原理（①汚れた贈与を没収命令に算入する場合、贈与財産の価額を回復する効果的な執行手段が存在しないと裁判所が認めるとき、拘禁刑を補正的に短縮し得ること、②①の決定を行う際、裁判所は、没収命令の履行に向けて汚れた贈与額を支払うことを可能にする被告人のあらゆる手段を検討しなければならないこと）を刑事実務指針に取り込むことを諮問提案した。さらに、【CQ60】汚れた贈与を（命令不履行の場合の即時執行に係る条件付命令の）執行受領権に含めない決定をした場合、裁判所が、汚れた贈与額が被告人その他の財産の換金によって回復されないと認められるか否かを検討し、これを認めるとき、不履行時の拘禁刑の期間を下方修正すること、かかる決定をする場合、汚れた贈与額を没収命令の充足に向けて支払うことを可能にする被告人のあらゆる手段を検討すべきこと、【CQ61】汚れた贈与額が没収命令の充足に向けて支払われず、かつ汚れた贈与が被告人その他の財産の換金によって回復されないと認める場合、汚れた贈与額に係る延滞金ないし利息が発生しない旨の命令を発出し得ること、この決定に際しても被告人のあらゆる手段を検討すべきこと、【CQ62】汚れた贈与を執行受領権に含めない決定をした場合、裁判所が、汚れた贈与が汚れた贈与額が被告人その他の財産の換金によって回復されないと認めるかを検討し、これを認めるとき、汚れた贈与額に延滞金ないし利息が発生しないこと、及び過去に汚れた贈与額について発生した延滞金を未履行債務額から除外することを内容とする命令を発出するべきこと、【CQ63】Hayes事件⁽²²⁷⁾が摘示した指針的事項を実務指令（Practice Direction）に定めること、【CQ64】汚れた贈与の成立時点を犯罪遂行時以降と改正することを諮問提案した⁽²²⁸⁾。

そして、諮問の結果、全諮問提案に対して幅広い賛成が得られたため、【R55】Hayes事件が摘示した指針的事項の指針化について刑事手続規則委員会が最善の方法を検討するべきこと、及び【R56】2002年法77条5項（a）の文言を「犯罪遂行時点以後」と改正することを最終提案した⁽²²⁹⁾。

(6) 没収命令形成のための付加的諸要件

刑事法院が発出した没収命令を執行するのは治安判事裁判所である。治安判事裁判所が執行に向けた手続や命令を発出するには所定の時間を要するため、没収命令と執行との間に時差が生じることは避けられない。

そこで、法律委員会は、【CQ65】①被告人が悪意のある拒絶 (wilful refusal) 又は非難可能な過失 (culpable negligence) によって自己の没収命令を履行しないであろうこと、又は②第三者利益の観点から、条件付命令がなければ被告人の財産共有部分が命令履行期限までに換金されることがないであろうことを信じるに足りる合理的理由がある場合、刑事法院が没収審理の段階で「条件付命令 (contingent order)」を発出することが適切であること、同命令を課す際、現在は治安判事裁判所の権限下にある諸命令⁽²³⁰⁾を発出する権限を刑事法院に認めること、条件付命令を検討する際の例示列举⁽²³¹⁾を定めること、没収命令の発出後や(管財人への自動的)財産帰属・条件付命令発効前に刑事法院に対して第三者利益の申立てを行い得ること、没収命令の執行と経済的救済手続とが並行している場合、刑事法院が手続を高等法院に移送する裁量的権限を持つことを提案諮問し、基本的に同一内容の最終提案(【R57】～【R62】)を行った⁽²³²⁾。

(7) 没収命令の執行——財産価値の保全

裁判所と法執行機関は、没収命令の対象となり得る財産の散逸、喪失、毀損・破壊、価値の減少により当初の命令が完遂されないリスクを抑えるため、その保全に向けた措置をとらなければならない。

保全命令は、犯罪捜査後のあらゆる段階で財産を保全するために利用される。保全対象は、被告人又は汚れた贈与の受贈者が保有する換金可能な財産であり、刑事法院が命令発出する(40条1項～6項、41条1項、2項、69条2項(a))。但し、手続継続に不当な遅延があるか、訴追側が(その後の)手続遂行を意図していないと裁判所が認める場合、保全命令の条件を充た

論 説

さない（40条7項）ほか，しかるべき法律扶助や合理的な生活費用，法的費用，取引や事業遂行費用は保全の対象外となることがある（41条2A項～5B項）。

保全命令は，被告人の財産権侵害の側面を持つため，EHCR A1P1（財産権の保障）との権衡上，上記諸条件に加えて，「保全しなければ対象財産が散逸し，将来の没収命令の履行に充当されないリスクがあること」がさらなる要件になると解されている⁽²³³⁾。2002年法に明文規定を欠く「散逸リスク（risk of dissipation）」基準は，被疑者や被告人の財産権に対する法的な防護柵となり得る一方で，保全命令の発出を妨げている疑いもある⁽²³⁴⁾。法律委員会によれば，保全命令が必要かつ適切である場合のみみ発出されることを担保するため，「散逸リスク」基準が重要であるが，何が「散逸リスク」を示唆し得るのかについての指針によって，さらに広範な（かつ責任を伴った）保全命令の活用が促進される。また，保全命令の取消しの一基準である，「合理的期間内の刑事手続の開始」（42条7項）を判断することが必ずしも容易でなく⁽²³⁵⁾，判断を補助し得る指針が必要である。

そこで，法律委員会は，①「散逸リスク」について，【CQ88】【CQ89】裁判所が散逸リスクに関連する指標的な諸事情を考慮することを諮問提案したところ，諮問の結果，広い賛成が得られたため，僅かな修正を加えつつ，【R86】「没収命令に充当されるべき財産が散逸する現実のリスクがあること」を訴追側が証明することを求める判例上の基準を制定法に明文化すべきこと，【R87】制定法が散逸リスク基準に関する指標的諸要素の例示列挙（①保全対象財産の所有者の行動——（a）既に行われた散逸，及び（b）既に行われた散逸に向けた予備段階，②嫌疑を受けた犯罪行為の性質，③資産の性質，④犯罪行為から獲得したと疑われる利益額，⑤手続の段階，⑥その人物の能力——（a）財産の海外移転，（b）信託（trust arrangements）や会社組織（corporate structures）の利用，⑦その人物の過去の良性格又は悪性格，⑧その人物に利用可能なその他の資金源）を定めることを，②「合理的期間」について，【CQ91】裁判所が，合理的期間内の開始か否かを判断する際，指標的諸要素の例示列挙を考慮すべきことを諮

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について（2・完）

問提案したところ、これも良好な回答が得られたため、【R88】裁判所が指標となる例示的な諸要素（①保全命令発出後に経過した期間の長さ、②期間経過を要した理由と説明、③保全命令発出前の捜査の長さ（と深さ）、④保全命令発出の性質と程度、⑤捜査及び潜在的手続の性質と複雑さ、⑥捜査に国際的照会事項が含まれていたか、⑦被告人、事業者又は第三者に対する保全命令の影響）を考慮すべきことを、それぞれ最終提案した⁽²³⁶⁾。

さらに、合理的な生活費用や法的費用、取引や事業遂行費用は、保全命令による被凍結財産から支出が許可されることがある（41条3項）が、被告人及び汚れた贈与の受贈者は、被凍結財産を犯罪関連問題の訴求に使用するため保全命令の変更を求めることができない（同条4項）。法律委員会の検討によれば、③生活費用の算定に関する指針が存在しないこと、④保全命令は合法違法を問わず全財産を対象とし、被告人及び汚れた贈与の受贈者はそこから弁護士費用を支出することが一切できないこと⁽²³⁷⁾、⑤保全命令申立てに係る費用は敗訴者側が負担するものとされ、訴追機関が敗訴時の費用負担を恐れて適切な申立てを行わない可能性があることなど、重要な課題を抱えている。そこで、法律委員会は、③【CQ92】【R89】（1）合理的な生活費用に充てるための資金解凍とその額を決定する際、裁判所は、事案の全状況に導かれるべきであり、（2）事案の全状況を評価する際の補助として、Luckhurst事件控訴院判決が提示した指標的諸要素⁽²³⁸⁾を制定法に導入すべきこと、【R90】刑事手続規則委員会が、次の事項（（1）合理的な生活費用を理由とする資産解凍の申立てが収支計画表と証拠資料によって補強されること、（2）収支計画表の書式を策定すること）を定めることを検討すること、④【CQ93】【R91】裁判所の承認を得た上で、制定法の下位規則に規定された報酬表に従い、刑事手続及び没収手続に係る法的費用を被凍結資産から支出し得るよう法改正を行うこと、⑤【CQ94】【R92】刑事手続規則委員会が、保全手続の費用評価に対する以下の手続（（1）費用が各申立てに限定されるべきこと、（2）費用命令が被告人に対して発出されるべきでないこと、（3）訴追側が申立てに成功した場合、各陣営が自身の費用を負担すべきこと、

論 説

(4) 訴追側の申立てが成功せず、又は申立てを取下げた場合、訴追側が当該申立てが合理的になされたことを証明し得ない限り、被告人側も含めた費用を負担するとの推定がなされるべきこと、(5) 申立てが合理的になされたか否かを判断する際、その申立てが以前は成功したとの事実によって、申立てが合理的であったことを必ずしも意味するわけではないこと)の採用を検討すべきことをそれぞれ諮問提案し、最終提案した⁽²³⁹⁾。

(8) デジタル暗号資産

暗号資産には株式や金よりも遥かに高い変動性があり、その通貨的価値を算定することが難しいほか、市場に対する規制がないため脆弱でもある。かかる暗号資産等については、①暗号資産が「財産」といえるか否か⁽²⁴⁰⁾、及び②暗号資産の価値を最大化するための最善の方法は何かという2点が中心的問題となる。

法律委員会によれば、①について、「財産とは、金銭、あらゆる形態の現実又は個人的財産、及び債権その他の無体財産をいう」(84条1項)と規定しており、暗号資産等もこれに当然含まれると解される。また、価値変動の問題も暗号資産に特有でなく、物価変動を考慮して補正した価額と保有時の価額の何れか高いものが当該財産の価額となる(80条2項、3項)から、法改正の必要性はない。

②について、①電子的性質を持つ暗号資産がその他の財産よりも容易に消費散逸し得ること、②暗号資産の価値があまりに変動的であり、裁判所の権限行使が実際に現金化可能な財産の価値を減少させるか否かを知ることが難しいことに、暗号資産等の保全方法上の課題がある。この点、①については、裁判所が保全命令の効果を確保するために必要と認めるときに発出し得る「補助的命令(ancillary order)」の活用が考えられる(41条7項)⁽²⁴¹⁾。また、②については、暗号資産が価値保全のため英国通貨に換金された結果、その価値が増減することがあり得るところ、暗号資産の価値が無罪判決時に上昇している場合、訴追機関が保全命令(換金)時との差額を補

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

償する責任を負うべきかが問題となる。そこで、法律委員会が、【CQ102】 訴追機関による保全命令申立ての合理性という費用負担枠組みを暗号資産の換金に対しても同様に適用し、訴追機関を保護すべきか否かについて諮問したところ、暗号資産も他の財産と同様、訴追機関は補償責任を負うべきでないとの意見が一般的であったため、【R96】 暗号資産の保全及び換金後の損失について、被告人への補償を訴追機関に命令するか否かを判断する際、裁判所が、「訴追機関の費用負担や責任に関する合理性の基準」を適用すべきことを最終提案した⁽²⁴²⁾。

なお、①②の問題に加えて、③英国外に保管された暗号資産に対する管轄の問題もある⁽²⁴³⁾。そこには、①英国内の執行活動が域外での執行権限をも伴うものと位置付けられるか否か、②制定法の域外不適用の推定が2002年法上許容され得る執行活動を妨げるか否か、及び③かかる域外執行活動が国際法違反となるかなどの問題があるが、これらの問題は刑事没収に焦点を当てる検討作業の範囲を超えるため、具体的な諮問提案、最終提案を行わないこととした。こうして、法律委員会は、【CQ103】 暗号資産と没収制度との相互関係に関する懸念についてのみ諮問提案を行い、【R97】 暗号資産を含むデジタル資産の保管及び換金に関連する諸問題を国家（「犯罪資産回復審査委員会（Criminal Asset Recovery Board）」）⁽²⁴⁴⁾ が処理すべきことを最終提案した⁽²⁴⁵⁾。

(9) その他の関連問題

1 複数の没収命令

被告人に過去発出を受けた没収命令がある場合、①現在の没収命令が個別的な犯罪行為に関連する場合、当該犯罪行為から獲得された利益がそれぞれ算定され、被告人の入手可能額の算定には同人の資産を1度だけ計上し、先行する没収命令の未履行債務額が資産から控除される。他方、②総合的な犯罪行為に関連する場合、最初の没収命令が6年前からの全財産を利益とし、次の没収命令は右没収命令の発出日を「当該日（the relevant

day)」とすることで「(第2没収命令) 現在までの合算 (running total)」が利益額となるものと想定されるが⁽²⁴⁶⁾, その手順は相当に複雑である⁽²⁴⁷⁾。

そこで、法律委員会は、【CQ80】【R98】(1) 同一被告人に対して複数の没収命令が申し立てられている場合、裁判所がそれらの申し立てを統合する権限を有するべきこと、(2) 被告人が既に没収命令を発出されている場合、裁判所が (a) 有罪判決を受けた日から6年以内の過去の没収命令に対する利益額を変更し、(b) 過去の没収命令の未履行額を新たな没収命令に統合する権限を有するべきこと、(3) 統合された没収命令に従って獲得された支払いは、(a) (それが没収資金から支払われるべきことが命令されている場合) 被害者補償と (b) 各没収命令の獲得順を反映しなければならないこと、及び【R99】統合された没収命令が発出されるとき、関連事項⁽²⁴⁸⁾が正確に記録されるよう、没収命令記録様式を変更すべきことを諮問提案、最終提案した⁽²⁴⁹⁾。

2 被害者補償

被害者が犯罪の結果として損害を受けた場合、裁判所は「賠償命令 (compensation order)」を発出することができる。但し、裁判所は、賠償命令が単純明快な事案でのみ発出し得るに留まり、複雑な問題を抱える事案は民事裁判により判断されるべきことを強調している⁽²⁵⁰⁾。賠償命令は被告人の支払能力に依存しているため、常に発出されるわけではなく、全損害に及ぶわけでもない。没収命令と賠償命令とが刑事法院において同時に発出される場合、被告人の支払能力とは無関係に、没収命令による回復資金の中から被害者に対する補償金が確保されるべきである。

なお、被害者補償の財源についても検討したが、あらゆる経済犯罪の被害者に利用可能な保障制度を創設することは、没収制度による回復資金では相当に不十分であると判断した。そこで、補償に関連する積極的な内容として、【CQ81】【R100】賠償命令が没収命令と同時に発出されている場合、刑事法院は、被告人の支払能力にかかわらず、補償金が没収命令による回

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

復資金から給付されるべきことを判示しなければならないことを諮問提案し、最終提案することとした⁽²⁵¹⁾。

(10) 小括

以上、法律委員会による検討作業と立法提案を概観した。そこでは、制度目的にまで遡ったきわめて包括的な検討が加えられた上で、刑事没収が抱える多様かつ深刻な問題が析出されるとともに、それらの課題の克服に向けた幅広い提案が行われていた。これらの検討作業と最終提案の要諦は、以下のような観点から整理することができる。

1 刑事没収の制度目的

2002年法には没収目的に関する規定がなく、犯罪利益の剥奪、犯罪の抑止、処罰などを目的として掲げる裁判例があり、見解が対立してきた。制定法上に目的を定めることは、裁判所が右目的を達成するために権限を行使することを確保するだけでなく、制度目的に関する明確性と一貫性を提供し得る。制度目的の明確性は、没収命令が制度目的と比例的なものであることを確保するために重要でもある。没収命令の比例性は、人権保障の枠組みとの適合性を確保する上でも重要である。刑事没収の制度目的は、「犯罪行為から得られた利益を被告人の支払能力の範囲内で同人から剥奪すること」、被告人に対して犯罪的利得の説明責任を負わせることにあるのであって、被告人を罰することにあるのではない。

2 効率性

長く複雑な没収手続の効率性を向上させることも重要課題である。円滑な手続により時宜に適う形で没収命令が発出されることを確保するためには、アクティブな事案管理と関係当事者の協働を要する。公式化された没収の早期解決手続（EROC）の創設、没収手続終局前の量刑のほか、手続の期間短縮や効率性向上に向けた改善（事案の複雑さに応じた審理計画作

成、訴追側と弁護側の情報交換の促進など)が必要である。

3 現実的な没収命令

現実的な額の没収命令は、執行の展望をよりよいものとし、被告人に対する公正性を確保し、被告人の協力を得た円滑な法執行を可能とする。これは、より効率的な没収手続に寄与する。没収命令の現実化のため、「利益」につきゲイン・テストを採用し、裁判所が例外を除き利得と利益額とが同一となる没収命令を発出すべきとすることが適切である。ここでいう例外とは、被告人がごく軽微な処分権や支配権を得ようとしていたにすぎず、利益額の命令を発出することが正当でない場合をいう。また、複数被告人間での利益配分についても、上記の内容が拡張的に適用されるべきであり、例外適用ができない場合、各被告人は利益全体の共有について責任を負うべきこととなる。CL推定規定の発動要件①の中に売春宿経営罪と不法投棄罪を追加し、同発動要件②の充足に要する犯罪数を3とするなどの改正も必要である。

回復可能額が最低額である場合や利益額を大きく下回る場合は、刑事没収制度に対する社会一般の信頼を損なわず、「犯罪がペイする」との誤ったメッセージを発しないよう、差額の根拠や増額再算定の余地を被告人に理解させなければならない。さらに、現行法上規定のない隠し財産の有無や程度につき、全証拠に照らし決定を行うこと、及びその際の諸要素を制定法の中に定めるべきである。

4 効果的な執行

効果的な命令執行とその強化のため、被告人が悪意又は非難可能な過失により没収命令を履行せず、又は被告人財産が換金されないと信じる合理的理由があるとき、即時又は条件付で発効する執行命令の発出権限を刑事法院に付与する条件付命令を認めるべきである。これは、没収命令発出と執行審理との間に不可避に生じる遅滞を不正に利用しようとする可能性を

防ぐためにきわめて重要である。同時に、保全命令の発出審査に係る実務上の「散逸リスク」基準と考慮要素を2002年法に定め、その積極活用を担保するべきである。

5 柔軟性

没収手続に一定の柔軟性が与えられたならば、執行の蓋然性と現実性が高まるほか、公正性にも寄与する。入手可能額及び利益の再算定には、柔軟性が必要である。例えば、没収命令を変更すべき諸状況の変化があるとき、命令再算定の必要性が生まれるが、入手可能額を回復可能額まで増額する権限により、被告人の改善更生が阻害され、再犯が促進されるとともに財産隠匿の動機が与えられることがある。従って、増額再算定の申立ては、被告人により獲得された財産が、当初の没収命令時に特定されるべきであったのに特定されなかったものである場合や、当初の没収命令時に被告人により獲得され、命令執行により換金された財産が、本来の価格を大きく超える額を生じさせた場合にのみ、可能とするべきである。これは、完全な情報開示と円滑な遵守を通じて被告人に没収命令に専心することを促すものである。

逆に、減額再算定の申立ては、当初の没収命令時に特定された財産の価値が当初の価値よりも低額で換金され、かつ没収命令履行のための選択を理由として処罰されていないことを保証しながら代替財産を認識することが可能である場合にのみ可能とするべきである。

利益額の変更についても、事後的に獲得された財産を除外すべきであり、入手可能額の再算定に限定されるべきである。

さらに、没収命令の暫定的免除の狙いは、全没収命令の完全執行が実務上現実的でないと考慮に基づき、将来の状況変化を取り込むための柔軟性を確保することにある。執行機関の合理的努力にもかかわらず入手可能額の回復の現実的な見込みが全くない場合に際限なき執行活動をとることを避ける意図であり、効果的な執行の確保に資する。

その他、CL推定規定の不適用に係る訴追側の裁量も、柔軟性確保の狙いがある。

6 公正性

公正性と効率性は連関している。没収命令を現実的な額とし、利益算定における二重計上を回避し、国家や被害者に既に移転した財産額を利益額から控除するなどの提案は、被告人にとっての公正性の要請に基づくものである。保全命令の発出手続における費用負担に関する提案は、訴追側にとっての公正性の要請に基づき、第三者利益の保護に係る手続各段階での機会保障やEROCの公式導入の提案は、第三者にとっての公正性の要請に基づいている。さらに、賠償命令と没収命令との優先順位に関する提案は、被害者にとっての公正性の要請に基づいている。

7 簡素化

手続の簡素化は運用の効率化を確保する上で重要であるほか、法の費用対効果を高めることにも資する。既にみたCL推定規定の適用方法の明確化、隠し財産や保全命令に係る基準の法文化、再算定の明確化などの提案のほか、複数の没収命令の統合、判例法の法文化、上訴などに関する諮問提案、最終提案も簡素化を目指すものである。

8 関係諸機関との十分な協議

さらに、検討作業と最終提案を行う中で、事前協議から諮問提案、諮問協議、最終提案に至るまで、実に多様な関係諸機関との議論が積み重ねられている。イギリスにおける刑事没収制度の改革に向けた並々ならぬ熱意と労力を看取することができる。

本稿Ⅳでは、こうしたイギリスの動向に照らしつつ、日本における犯罪収益の没収・追徴が抱える課題や論点についていかなる示唆が得られるのかを探究することとした。

IV 日本法との比較検討

(1) 日本における没収・追徴制度——課題と諸論点

周知のとおり、日本における没収・追徴は、①犯罪組成物件や犯罪取得物件に対する没収とその換刑処分としての追徴（刑法19条、19条の2）を基礎としつつ、これを有体物以外の財産にも拡張する形で、②薬物犯罪収益に対する没収・追徴（麻薬特例法11条、13条）と、③犯罪収益に対する没収・追徴（組織的犯罪処罰法13条、16条など）が定められているほか、特別法にも類似の制度がある。これらの没収・追徴は、何れも付加刑という位置付けである⁽²⁵²⁾。

日本における犯罪収益の没収・追徴（上記②③）は、特定財産に対する没収を優先しつつ追徴の補充性を緩和する形をとっている点⁽²⁵³⁾、収益の出所に対応して、没収・追徴を必要的なものとする点と任意的なものとの区別している点、犯罪収益の没収・追徴が異なる法律の中で異なる形で規定されている点などにおいて、刑事没収としての犯罪収益剥奪については追徴に一本化し、犯罪収益の出所を問わず任意的であり、2002年法という単一の制定法に規定されているイギリスと制度的な相違がみられる。

日本における犯罪収益の没収・追徴⁽²⁵⁴⁾については、制度創設から30年以上が経過する中で、多数の裁判例が蓄積している一方、1990年代の制度創設期を除くと、近年に至るまで、裁判例の分析や理論的妥当性を考察した研究は決して多くなかった。同時に、犯罪収益対策を進める上で、国際動向を不断にフォローし、国内法理論と整合する立法提案を行うための理論的研究を蓄積しておくことも必要であるといわれている⁽²⁵⁵⁾。解釈論及び立法論の双方を視野に入れつつ、国内法の状況を分析するとともに、他国の犯罪収益剥奪制度を比較法的観点から調査検討しておくことが課題であると思われる⁽²⁵⁶⁾。

この点、犯罪収益の没収・追徴に関する諸論点として、①没収・追徴の目的ないし法的性格、②犯罪収益の意義、③共犯者に対する没収・追徴、

④国家又は被害者に返還された財産の取扱い，⑤追徴価額算定の基準時などが挙げられている⁽²⁵⁷⁾。

以下，イギリスの議論と関連する実体法上の論点を中心として順次検討する。

(2) 没収・追徴の目的ないし法的性格

没収・追徴の目的ないし法的性格に応じてその適用範囲に差異を生じ得るため，これをどのように解するかは重要である。この点，日本では，犯罪収益の没収・追徴が付加刑であることから，利益剥奪に留まらない財産的制裁としての性格をもつか，責任非難としての応報や予防的考慮，ひいては社会的危険物の除去などの観点をどこまで含めて考えるべきか否かが，次にみる総額主義か純益主義かという対立の根幹にあるものとして議論されてきた⁽²⁵⁸⁾。

本稿において制度目的や法的性格の理解方法について詳細に論じる準備はないものの，他国の収益剥奪制度の根拠と機能を参考にすることが有用であるとの指摘⁽²⁵⁹⁾に鑑み，イギリスの議論に着目すると，法律委員会による検討作業では，制度の明確かつ一貫した解釈及び運用という根幹部分に係るとともに比例性判断の出発点でもあるとして制度目的論の重要な意義を認めた上で，被害者補償，犯罪の抑止及び予防，処罰の3点を全て除外し，制度目的を「犯罪収益の剥奪」に純化させた形で2002年法に規定すべきであるとの最終提案が行われていた。もとより，犯罪収益を被告人から剥奪することが没収命令の法的効果であるから，刑事没収の制度目的が犯罪収益の剥奪でないということは考え難い。従って，これを目的とすることはいわば当然であり⁽²⁶⁰⁾，問題は他の内容を含めるか否かであった。

そこでは，まず，処罰目的を除外することが一貫して提案されてきたことが注目される。これは，犯罪収益対策の原点ともいえるHodgson委員会が剥奪的立場を意図していたにもかかわらず，現行制度が懲罰的立場にかなり傾斜していることを批判する論者の有力な批判⁽²⁶¹⁾を踏まえた形と

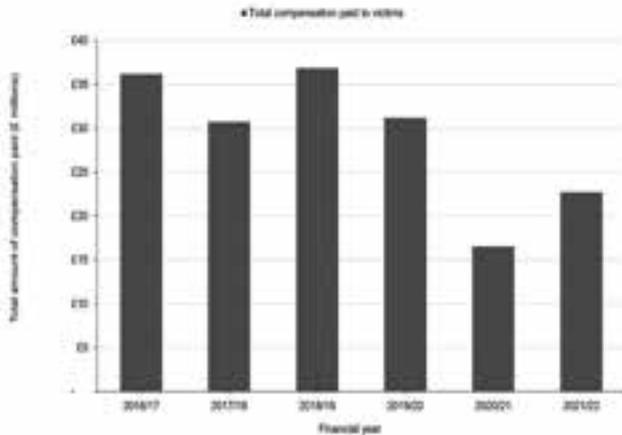
イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

なっている。かかる理解は、刑事没収が量刑手続の一部でありながら有罪判決後の手続であって無罪推定が及ばないと判示してきた判例の立場とも整合的である。

同時に、犯罪抑止及び予防目的も除外されている。これらを目的に含めると刑事没収が暗黙裡に刑罰化し、刑事没収とその後の量刑に基づく刑罰による二重処罰となりかねない点はその理由である。こうして、刑事没収は有罪判決を前提としている点で刑事と呼称されるに留まり、犯罪収益に対する説明責任を問う趣旨であって非難に基づく応報や犯罪抑止予防といった刑罰的性格を帯びるべきでないものとして位置付けられた。これは、没収手続の刑事化(懲罰化)が過酷で非現実的な没収命令の発出に繋がり、結果として未履行債務額の増加や没収命令執行の機能不全を加速させたという苦い経験に対する反省に基づくものでもある。

さらに、被害者補償も目的から除外されている。これは、法の明確性と一貫性を追求しようとした結果であるが、被害者補償という没収制度の結果を確保するため、没収命令による剥奪資金を賠償命令の優先的原資とすることが最終提案(【R100】)されており、補償が等閑視されているわけではない⁽²⁶²⁾。なお、近年の被害者補償金の支払い状況は、【図③】のとおりである。

【図③】 被害者補償金の支払額



(Home Office, Asset Recovery Statistical Bulletin (2022) ⁽²⁶³⁾)

(3) 犯罪収益の意義

没収・追徴の対象となる犯罪収益の意義については、総額主義と純益主義の対立がある。両者は、没収・追徴の目的ないし法的性格をどのように考えるかを基軸として、剥奪対象財産を特定して評価する際、被告人が支出した原価や費用等を右財産額から控除すべきか否かについて対立する。総額主義がかかる控除を否定して犯罪収益を総利益と捉えるのに対して、純益主義はかかる控除を肯定してこれを文字通り純利益と捉える。

判例は、総額主義を採用し、原価や費用等の控除を認めていない⁽²⁶⁴⁾。総額主義は、取得された財産が犯罪活動に再投資される可能性を重視する⁽²⁶⁵⁾ほか、損益計算を認めるべきでないこと⁽²⁶⁶⁾、原価・費用等は犯罪費用であって不法であること⁽²⁶⁷⁾、公序良俗に反する汚れた財産であること⁽²⁶⁸⁾などを挙げており、学説上も有力である。

他方、純益主義は、総額主義によると没収・追徴が収益剥奪という趣旨を超えて財産的制裁の性格を帯び、罰金刑その他の刑罰との区別がなくな

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

ることや、国家による二重取りや多重取り、ひいては何の利益もないところで没収・追徴が行われかねないことなどを批判している⁽²⁶⁹⁾。

刑法上の没収・追徴自体は、総額主義に基づくものと解されている。しかし、⁽²⁷⁰⁾ 犯罪収益の没収・追徴については、純益主義にも十分な理由がある一方で、これを犯罪財産取得者に対する非難と予防効果を達成する刑罰と理解して総額主義を基礎付けることもできる⁽²⁷¹⁾。もっとも、総額主義と純益主義との対立は、見かけほどの本質的な相違を必ずしも帰結せず、犯罪収益の没収・追徴目的をよりよく達成し得るのが何れの原則かという観点が重要であるとの指摘もある⁽²⁷²⁾。

この点、イギリスにおいては、法律委員会による検討作業及び最終提案を通じて、総額主義を堅持することが繰り返し強調されており、判例も総額主義に依拠し、原価や費用等の控除を認めていない⁽²⁷³⁾。犯罪収益対策として総額主義がより実践的であるとの評価が背景にあると思われる一方で、刑事没収の目的を犯罪収益剥奪に尽きるものと位置付けながら剥奪対象を純益に限定しないことが果して理論的に一貫したものであるかは、疑問の余地もある。しかしながら、刑事没収の根底にある「犯罪がペイしないこと」を確証するためには、とりわけ組織的ないし継続的な犯罪活動を行う者にあたかも合法企業のような損益計算を認めるわけにはいかない。それは、決して道徳的な嫌悪感に留まるものではない。純益主義によると、損益ゼロの場合、没収・追徴の余地はないこととなるが、投資額と収益額が同一であったからといって、損益ゼロに終わった手元財産が次の犯罪に再投資され、投資額を遥かに上回る収益(犯罪被害)額を生む可能性は当然にあるのであって、その循環を確実に断つ必要がある。刑事没収の目的を犯罪収益剥奪にのみ求めることが、被告人に一切の財産の痛みを与えるべきでないことを帰結するとはいえない。やはり、没収目的の如何を問わず、被告人が得た財産の全価額を追徴することには、犯罪収益対策を有効に機能させる上で大きな利点が認められる。イギリスの立場は、こうした観点から理解することができると思われる。

もちろん、犯罪収益対策を徹底的に行うために総額主義を貫徹すると、「犯罪によって不法な収益を上げている（上げようとする）者は徹底的に痛めつけるべきである」との感覚が先行し、個別の場面で不当な没収・追徴が行われる可能性があるため、これを規律することが必要である。法律委員会の最終提案は、犯罪収益の剥奪を目的に据えながらも、追徴一本化と純益剥奪という徹底した制度を目指すものではなく、総額主義に基づきつつ、いくつかの局面における不当な帰結を回避するため、比例性や不正義の重大なリスク、正義の利益といった観点から総額主義の徹底を限定緩和する方向性を探究するものである。これは、履行困難ないし不能であることが明らかな没収命令を発出したところで、誰もこれを正当・公平な負担として誠実に履行することなく、未履行債務が積み上がっていくだけであるという現実ないし経験に裏打ちされたものでもある。このように、妥当かつ現実的な実践に向けて原理原則に修正を加えようとする発想にイギリスの特徴を看取することができる。

何れにせよ、犯罪収益剥奪の制度設計には多様なものがあり得るのであって、総額主義か純益主義かという「両極のモデル論で説明しきることはでき〔ない〕」⁽²⁷⁴⁾。その点で、没収・追徴と財産刑や自由刑などの主刑とを総合して、罪刑均衡や予防的考慮の枠内で適正な量刑を行うべきとする主張は、解釈運用の理論的規律という点で重要なものと思われる⁽²⁷⁵⁾。総額主義を基調としつつ、これを必然のものとして徹底するのではなく、理論的及び実務的観点に照らし、限定ないし修正の要否や方法につき個別に検討していくべきである。

(4) 共犯者に対する没収・追徴

犯罪収益の没収・追徴に際して、共犯者間で利益分配が行われたことや、犯罪費用や報酬が授受されたことをどのように取扱うかは、総額主義とその修正を考える上で1つの重要な論点である。

複数の共同正犯が犯罪収益を共同収受した場合について、判例は、共同

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について（2・完）

正犯者全員に対して全額の没収・追徴を科し得るとしている⁽²⁷⁶⁾。他方、共犯者間で犯罪費用や報酬が交付・授受された場合、判例は、当該報酬部分に限って没収・追徴を科している⁽²⁷⁷⁾。こうした①共同正犯者に対する全額没収・追徴と、②共犯（幫助犯）に対する報酬に限定した没収・追徴という取扱いが妥当か、また一見異なる①②の取扱いを整合的に説明し得るかなどについて、様々な分析が行われている⁽²⁷⁸⁾。

この点、法律委員会は、利益額に関する検討の中で、①犯罪の利益を「被告人が犯罪行為の結果として又はこれに関連して得たもの」と定義した上で、②利益額を回復可能額とする没収命令の発出が不当であると認められる例外を除き、かかる没収命令を発出しなければならないこととする2段階の算定方法を最終提案（【R29】【R30】）している。そして、③利益算定の例外として、a裁判所が共犯者間の利益分配について認定し、その配分割合に応じて利益額を算定すべきこと、これが認定できない場合、b全員に対して等価責任を認めることが正義の利益に合う場合を除き、c共犯者間で利益額を均分すべきことを最終提案（【R31】【R32】）している。

これらの最終提案のうち、上記①は財産法秩序から離れたより事実的な利得基準を定めることを通じて、①犯罪収益の財産法的な支配処分権を得ていないもののその利得を認めるべき場合（窃盗犯人の領得財産や信託利用事案）、②犯罪収益の占有を得たものの利得を認めるべきでない場合を適切に処理することを目指すものである⁽²⁷⁹⁾。他方、上記②③は、共犯事件において、a利益額を分配した上で没収命令を発出することを原則とし、配額や割合が不明の場合、c利益額を均分することとし、b共犯者全員に対する利益額全額の没収命令の発出が許容されるのはそれが正義の利益に合う場合に限られるという関係性を明確化することで、過酷・過剰な没収命令が安易に発出されることを制限しようとするものである。こうした取扱いは、犯罪収益の剥奪目的や比例性要件の趣旨に合うものである。また、非現実的な没収命令を被告人が公正・公平な処分として受け入れるとは考え難く、命令履行を他の共犯者任せにして無責任となる結果、誰もこれを

履行せずに未履行債務が膨張していくとの懸念も示されており、共犯者全員に安易に連帯責任を負わせる代償は大きいと想像される。共犯事件に対しては、理論上も実務上も慎重な姿勢がとられている。

こうしたイギリスの取扱いは、没収・追徴が付加刑であり、利益額の証明責任を検察官が負う日本においても、参照に値すると思われる⁽²⁸⁰⁾。判例は、共犯者全員に対する全額追徴の権能があると認める反面、分配的・均分的な没収・追徴の余地を完全に排除しているわけではない⁽²⁸¹⁾。罪刑均衡や共犯者間の公平な量刑、被告人の改善更生といった点に鑑み、裁判所の裁量であるとはいえ、分配額や均分額に基づく追徴を原則とし、過酷な不真正連帯債務を負わせることを極力回避するべきである⁽²⁸²⁾。

(5) 国家又は被害者に返還された財産の取扱い

日本における犯罪収益の没収・追徴は、犯罪被害財産の没収・追徴を禁止して民事手続による回復を原則としつつ（組織的犯罪処罰法13条2項、16条1項但書）、不法な犯罪収益の剥奪を徹底するため、被害者による請求権の行使が困難な場合、その没収・追徴を例外的に許容するという形をとっている（同法13条3項、16条2項）。こうした制度は、犯罪収益の剥奪と犯罪被害者の保護との調和を図ろうとするものである⁽²⁸³⁾が、①犯罪収益の剥奪を徹底するためには犯罪被害財産をも基本的に没収・追徴可能とするべきではないか、②犯人が犯罪被害財産の全部又は一部を弁償した場合、没収・追徴に際して弁償額を控除すべきかなどが議論されている⁽²⁸⁴⁾。

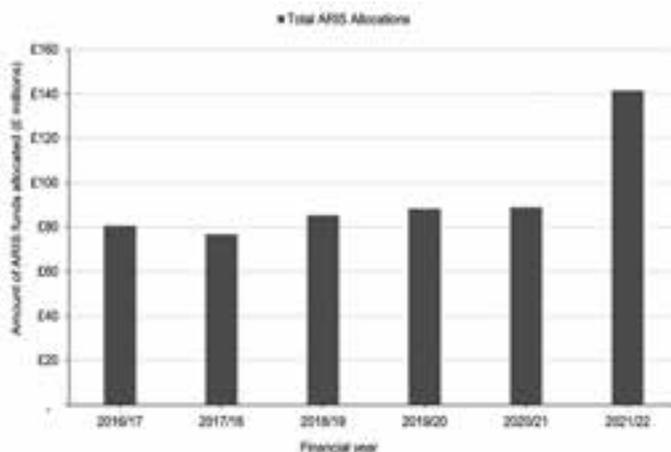
①について、日本における犯罪被害財産の給付金支給手続には費用や時間を要し、この手続を実施する検察官に過剰な負担がかかるため、犯罪被害財産の例外的没収・追徴を徹底することが必ずしも現実的といえない上、不法な犯罪収益の確実な剥奪という点で不十分なものであることが指摘され、犯罪被害財産の原則的没収・追徴、簡易な被害回復手続の新設、捜査機関の予算拡充や人員の増員などが併せて提案されている⁽²⁸⁵⁾。

この点、イギリスでは、犯罪被害財産に対する没収制限が設けられてい

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

ない。また、法律委員会の検討作業によれば、被害回復は刑事没収の目的から除外され、目的追求の結果の1つと位置付けられており、犯罪被害財産を含むあらゆる犯罪収益の剥奪が原則である。日本における犯罪被害財産の給付状況を精査した上で、犯罪被害財産も含めた犯罪収益のより徹底した剥奪を進めるべきか否か、今後検討する必要がある。さらに、犯罪収益の確実な剥奪の徹底が国家の重要な責務であると解される以上、捜査・訴追機関その他の活動を予算面からも拡充する必要がある。既にそうした制度の紹介ないし提案は日本でもなされている⁽²⁸⁶⁾が、イギリスにおけるARISは、国家機関の活動に動機を与え、予算的課題を克服しようとする意欲的な試みとして、参照に値するものと思われる。

【図④ ARISの資金額】



(Asset Recovery Statistical Bulletin : Financial Years Ending 2017 to 2022⁽²⁸⁷⁾)

②について、被害弁償額の控除を明示的に肯定した裁判例⁽²⁸⁸⁾が存在する一方で、被害弁償額の控除を否定し、犯罪被害財産の価額全額を追徴した裁判例⁽²⁸⁹⁾も散見され、被告人資産の二重剥奪に当たる可能性があつて不当であるとの批判がなされている⁽²⁹⁰⁾。犯罪収益の没収・追徴の目的である犯罪収益の確実な剥奪という観点からは、被害弁償により同額が犯人の手元に残存せず、原状回復に至っている以上、没収・追徴を差し控えることが相当であろう。法律委員会も、回復可能額に関する検討作業の中で、国家に差し押さえられた財産や被害弁償を没収命令に含めることが被告人財産の二重剥奪になるものであつて、刑事没収の制度目的である犯罪収益剥奪を超えるものとなることを理由に、それらを没収命令の基点となる利益額から控除して残利益を算定すべきであるとの最終提案（【R47】）を行っている。日本においても、被害弁償を控除しない特段の事情がある場合を除き、原則としてこれを没収・追徴額から控除すべきである⁽²⁹¹⁾。

(6) 追徴価額算定の基準時

追徴価額算定の基準時については、とりわけ没収財産取得後、裁判時までにその価額の評価に増減が生じた場合の取扱いをめぐる、取得時説、裁判時説、没収不能時説が対立してきた⁽²⁹²⁾。判例は、刑法典上の追徴について取得時説を採用しており、学説上も多数説であつたとされている⁽²⁹³⁾。しかしながら、取得時説は取得財産価額が事後に増加した場合、犯人の手元に増加額の利益が残る点で、裁判時説は取得財産の価額が事後に増加したものの（無償贈与や費消等により）財産が存在しない場合、剥奪対象の不存在を理由に没収も追徴もできない点で、利益剥奪という観点に照らし、必ずしも十分でない。こうして、追徴価額の算定期期を画一的にでなく個別的に選択すべきとする見解が次第に増加してきたとされている⁽²⁹⁴⁾。

イギリスは価額が高い時点を基準とし（76条7項、82条2項、3項）、犯罪利得を決して許容しない立場を採用しており、参考になる。適正な利益剥奪の観点からは、犯罪収益の没収・追徴に際して犯人に不正な利益を

可能な限り残さないよう、算定基準時を個別的に選択すべきである。

(7) その他の課題

1 犯罪収益に係る推定規定

日本では、不法輸入等を業として行うことによる薬物犯罪収益について、業とした期間内に犯人が取得した財産であってその価額が当該期間内における犯人の稼働の状況又は法令に基づく給付の受給の状況に照らし不相当に高額であると認められるものを当該罪に係る薬物犯罪収益と推定する規定がある（麻薬特例法14条）。確かに、犯人が相当額の収益を得たことが明らかであるにもかかわらず、収益が隠匿されるなどして具体的な犯罪収益（財産）の特定が立証上困難なことがあり得る。本推定規定は、不相当に高額な財産を取得したという事実はそれが犯罪収益であるとの高度の推定を働かせる上、当該財産を取得した犯人自身に他の取得原因であることを反証させることは極めて容易であるという判断に基づいている⁽²⁹⁵⁾。こうした推定を設ける際には、犯罪収益である高度の蓋然性がある財産について、合理的理由と必要性があるか否かを検討しなければならない⁽²⁹⁶⁾。もっとも、挙証責任の転換を伴う例外を認めることには疑問や批判もあるところであり⁽²⁹⁷⁾、現在、その他の薬物犯罪収益や犯罪収益については、推定規定がない。

これに対して、イギリスは、①犯罪収益全般についてCL推定規定を置き、②CL推定規定の発動要件を別表2、一連の犯罪行為、6か月以上の反復累行犯罪とし、③発動要件の1つが充足されると過去6年間の総資産額、全支出額が犯罪収益であると推定され、④犯罪収益でないことの証明責任が被告人に転換されるという形で、きわめて強力かつ厳格な推定を行う点(10条、75条)に大きな特徴と深刻な課題がある。かかる推定規定は、犯罪で生計を立てる者の利得を絶対に許容しないとの意図で創設されたものであるから、所定の発動要件が組織的な反復累行犯罪として多額の利得を生むものかどうか、犯罪の実態動向に照らしつつ定期的に審査する必要がある。

論 説

そして、法律委員会は、これを再検討した上で、新たに2つの犯罪を別表2に掲げることや、訴追機関によるCL推定規定の不適用の申立て権限を認めること、裁判所が不正義の重大なりスクを柔軟に判断すべきことなど、そうした課題を解決するための最終提案（【R35】～【R43】）を行っている。

こうしたイギリスの議論状況や裁判所の苦心を踏まえると、CLのようなきわめて強力な推定規定を日本に全面的に導入することは、適切でもなければ現実的でもないように思われる。しかしながら、推定規定を業としての不法輸入罪に限定しておくことが果して適切かどうかにも、疑問の余地がある。特殊詐欺の被害額を挙げるまでもなく、組織的犯罪処罰法の制定から24年が経過した現在、制定当時とは状況が大きく変化している可能性がある。継続的収入源となっている犯罪であってそれが隠匿等されることが通例であり、かつ犯罪収益額の立証が困難なものが存在していないのかを精査した上で、例えばイギリスにおけるCL推定規定の発動要件③（反復累行的犯罪+閾値）のような推定規定を部分的に導入する必要性や可能性について検討を始めるべき時期にきているのではないかと思われる⁽²⁹⁸⁾。

2 財産保全

犯罪収益の剥奪を確実かつ徹底するためには、被疑者又は被告人の手元にある資産の自由な処分を禁止することにより、犯罪収益の処分や費消、散逸を未然に防止することが当然に必要となる。剥奪対象となり得る財産の保全手続について、日本は、起訴前及び起訴後の没収保全と追徴保全を定めており、裁判所の発出する各命令を通じて対象財産の処分が禁止される。没収保全は、①没収対象財産に当たると思料するに足る相当な理由及び②当該財産没収のため保全の必要性があることを要件とし（麻薬特例法19条1項、3項、組織的犯罪処罰法22条1項、23条1項）、追徴保全は、①追徴すべき場合に当たると思料するに足る相当な理由及び②追徴の裁判の執行ができなくなる恐れがあり、又はその執行をするのに著しい困

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について（2・完）

難を生じる恐れがあることを要件としている（麻薬特例法20条1項、2項、組織的犯罪処罰法42条1項、2項）。なお、起訴前の没収保全と追徴保全は、命令発出から30日以内に公訴提起されないとき効力を失う（組織的犯罪処罰法23条3項、43条2項、麻薬特例法19条4項、20条3項）⁽²⁹⁹⁾。

これらの保全手続については、対象財産の処分の可能性、没収又は追徴保全の必要性をどのように判断するかが課題の1つである⁽³⁰⁰⁾。保全手続が積極的に活用され、犯罪収益剥奪の効果を上げることが期待される⁽³⁰¹⁾。反面、無罪推定の原則に反する疑いがあること、被疑者・被告人が回復不能ないし困難な損害を被る可能性があることにも十分留意する必要がある⁽³⁰²⁾。

イギリスにおいても、刑事没収は犯罪認定手続と区別された量刑手続の一部であり、無罪推定原則が及ばないと解されているものの、犯罪収益額に係る強力な推定規定があるため保全対象財産もきわめて広範で高額なものとなり得ることから、保全手続が被疑者・被告人に対する深刻な財産的制約となることは十分に認識されている。裁判所が明文のない「散逸リスク」という付加的要件の証明を訴追側に負担させてきたことはその表れである。法律委員会は、散逸リスクを判断する際の考慮要素の例示や、合理的な生活費用や法的費用等の凍結資産からの支出許可に関する指針の策定を最終提案している（【R86】～【R91】）。

保全手続では、「犯罪収益剥奪に向けて必要かつ相当と合理的に判断できる対象財産の凍結」と「当該保全処分により被疑者・被告人に生じ得る様々な社会生活上の不利益」とを衡量し、その望ましい調和を図ることが求められる。没収・追徴手続や財産保全制度の強化は日本の重要課題の1つであり⁽³⁰³⁾、イギリスの議論は参考になると思われる⁽³⁰⁴⁾。

V 結語 —— 課題と展望

以上、本稿では、イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について、法律委員会による検討作業と提案内容を中心として、紹介と検討を進めてきた。

2002年法が構築する刑事没収制度は、被告人が獲得した犯罪収益の価値に着目し、CL推定規定に基づくきわめて高額な利益算定、入手可能額に関する挙証責任の転換、遵守命令や保全命令など裁判所の多様な命令発出権限などを組み合わせ、犯罪収益の剥奪を強力に推し進め得るきわめて厳格な制度といえるが、同時にそこには深刻な課題もあった。

法律委員会は、刑事没収が抱える多様かつ深刻な課題を1つ1つ検討する前提として、まず、制度目的を犯罪収益の剥奪に純化し、かつこれを2002年法に明記することを提案した。刑事没収と人権との衝突問題、とりわけ没収命令のEHCR A1P1への適合性は、目的達成のための相当手段といえるかを基準に判断される以上、目的の明確化が必要であった。同時に、多様な諸目的が刑事没収の中で考慮されることにより制度の明確な解釈指針、安定的な運用が損なわれているとの認識から、犯罪活動の抑止予防や処罰、被害者補償を刑事没収の目的から切り離し、これらを目的追求の結果として位置付けた。こうして、刑事没収が有罪判決を前提とする手続に留まり、量刑手続の内部で罰金その他の財産刑と同列に扱われるものでないことがより鮮明になった。

また、あくまで総額主義に依拠することを強調しながら、共犯事件における利益額を分配的ないし均分的に算定すること、CL推定規定の不適用に係る訴追機関の裁量を認めること、国家や被害者へ返還された財産を没収命令から控除することなどの提案は、より現実的で公正な没収を行うためのものであった。

さらに、隠し財産の認定に際して柔軟に証拠評価を行うこと、汚れた贈与を入手可能額に算入する際に不履行による拘禁刑を軽減することや延滞金ないし利息を停止すること、保全命令発出の判断に係る諸要素を明確化

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

することなどの提案は、裁判所の裁量の余地を拡大することで制度の運用に柔軟性をもたせるとともに、保全命令を積極的に活用することを通じて、没収命令の公正性や現実性の確保と効果的執行の実現を目指すものであった。

そのほか、犯罪収益の一部を財源化するARISや早期解決を目指すEROG、没収手続における費用負担の公平化、デジタル暗号資産に対する保全措置と価額変動時の取扱いなど、独創的な制度や提案も行われていた。

こうした法律委員会の検討作業を全体的に振り返ると、犯罪収益の確実な剥奪というとき、単に高額な没収命令を言い渡せばよいというものではないことが確認できる。不公正で非現実的な没収命令はむしろ非効率的で非効果的な結果に至り得るということを、イギリスは20年以上の経験から学んだことが窺われるのである。もちろん、「犯罪がペイしないこと」を確実なものとするのが最重要課題であることに変わりはなく、刑事没収を抑制的に運用することこそが適正だと考えられているわけでもない。制度の現実性や公正性、効率性、柔軟性、簡素化を図りながら、犯罪者の利得を決して許さない制度を構築・運用していくことが常に念頭に置かれていると思われる。

何れにせよ、刑事没収の目的という根本に立ち返り、多数の関係諸機関や利害関係者と率直な議論と検討を重ね、制度改善に向けて提示された多様な提案とその多大な労力は、日本の犯罪収益対策の在り方や方向性を考えていく上でも参考にすべき部分が少なくないと思われる⁽³⁰⁵⁾。

もとより、制度改廃の激しいイギリス法にあって、刑事没収の運用とこれを支える理論も揺れ動くことが予想される。法律委員会の最終提案がどのような形で実現され、刑事没収の解釈や法執行にいかなる改善をもたらすのか、今後もその動向を注視していかなければならない⁽³⁰⁶⁾。さらに、2002年法は、刑事没収に加えて、民事回復や違法現金等没収など、犯罪収益対策に係るさらなる選択肢をも擁しており、刑事没収とそれらの制度との相互関係や運用実態等についても並行して調査を続ける必要がある⁽³⁰⁷⁾。

論 説

幸い、FATF第4次対日相互審査結果を受けて、日本においても議論が大きく前進し始めている。犯罪収益の確実な剥奪は世界共通の課題であると同時に、日本固有の課題でもある。確かに、FATF第5次相互審査が順次開始される予定であるが、犯罪収益対策はこうした外圧によってのみ展開されるべきものではないと考える。国際標準を国内法制度にいかなる形で受容し、いかなる犯罪収益剥奪制度を構築・運用していくことが可能であり適切であるかについて、没収・追徴に関する国内の伝統的議論を踏まえるとともに、諸外国の立法状況をも十分視野に収めた上で検討を加えていかなければならない。

本稿が来るべき今後の議論にとって参照可能な情報、知見を提示し得ていることを祈るとともに、引き続き望ましい犯罪収益対策の在り方について研究を続けることを約して、ひとまず擱筆したい。

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

【図⑤ 法律委員会の最終提案を反映した刑事没収制度】



(Law Commission LC410 Summary of Report, at 21)

論 説

註

- (96) なお、1995年犯罪収益法制定以前の没収制度について、田中利幸「イギリスの没収制度」町野朔＝林幹人編『現代社会における没収・追徴』（信山社、1996年）275頁以下、2002年法制定後の刑事没収制度について、橋本・前掲註（7）240頁以下、奥野・前掲註（14）100頁参照。さらに、刑事没収制度も含め、2002年法の全体像については、清野憲一「英国における組織犯罪対策（上）（下）——没収制度を中心として——」警察学論集63巻3号114頁、63巻4号140頁参照。
- (97) Law Commission CP249, *supra* note (12), Appendix 3: Contributing Stakeholders.
- (98) Law Commission LC410, *supra* note (13), Appendix 2: List of Consultees.
- (99) CP 249は全9部28章720頁、LC410は全8部23章640頁から構成されるきわめて大部な報告書である。確かに諮問提案や最終提案はいずれも重要なものであるものの、本稿においてそれら全てを網羅的かつ詳細に検討することはできないことを付言しておきたい。本稿で言及し得なかったものも含め、CP249及びLC410の全体像を簡潔かつ明瞭に整理したものととして、清野憲一「英国刑事法務事情（65）——LXV 2020年9月～11月の主要動向」刑事法ジャーナル67号115-116頁、同「英国刑事法務事情（73）——LXXIII 2022年9月～11月の主要動向」刑事法ジャーナル75号97-98頁参照。
- (100) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 1.10-1.15.
- (101) K. Bullock, *Criminal Benefit, the Confiscation Order and the Post-Conviction Confiscation Regime*, (2014) 62 *Crime, Law and Social Change* 45, at 45-46. 同時にBullockは、没収手続における「利益額」と「入手可能額」という2つの中心的概念の実態が不明確である結果、「犯罪から生じた資産」でなく「2002年法や関係諸機関の裁量的実践、組織的制限、弁護側と訴追側との非公式の交渉と妥協から生じた構成物」が剥奪対象になっているとして、没収制度の機能不全を指摘している (at 61-63)。
- (102) National Audit Office, *Confiscation Orders* (2013). この報告書は、①2012年度の没収命令執行額が£100当たりp 26とみられること、②同年度の有罪判決者673,000人のうち没収命令が発出されたのはわずかに6,392件に留まること、③没収手続費用が年間£1億200万に上ること、④刑事没収による回復額が£1億3,300万、民事回復や現金没収、課税によるものが£4,800万であったこと、⑤2013年10月時点で、未履行債務額が£10億4,600万であり、この中には200件の高額没収命令（£8億6,600万）が含まれていること、⑥1987年以降、52,029件の没収命令が発出され、24,011件（46%）が£1,000未満、

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- 19,202件 (40%) が£1,000から£25,000の間であることなどのデータを明らかにしている。本報告書は、会計検査局のウェブサイト上 (<https://www.nao.org.uk/reports/confiscation-orders-2/> [2023年5月31日最終閲覧]) で入手することができる。
- (103) R v Ahmad and Another ; R v Fields and Others, [2015] AC 299, para 38. 本件は、大規模詐欺事件 (犯罪生活様式認定事案) の共犯全員に対して利益額全額の没収命令を個別に発出したことが恣意的であり抑圧的であるとして、被告人らが最高裁に上訴した事案である。被告人側は、①利益額全額に対する没収命令の発出は適切であるが、それは利益額全額に対する被告人兩名の連帯責任でなければならない (Ahmad事件)、②利益額全額に対する没収命令の発出は不法であり、被告人3名の利益額を分配して各被告人の責任を評価しなければならない (Fields事件) などと主張した。本件の争点である「共犯事件における適切な没収命令の発出方法」については後述する。なお、本稿では、本最高裁判決が示した3つの基準を「Ahmad判決第●基準」と表記することがある。
- (104) CP249とLC410の重要部分を概観したものとして、拙稿「犯罪収益の刑事没収の現状と課題——法律委員会による検討作業と立法提案」法律時報95巻6号117頁以下参照。
- (105) Law Commission CP249, *supra* note (12), para 4.3.
- (106) 配分割合は、回復資金が刑事法院の刑事没収か、高等法院の民事回復か、治安判事裁判所の民事没収 (civil forfeiture) の何れかに応じて異なる。刑事没収の場合、18.75%が捜査及び訴追機関に、12.5%が執行機関 (HM Courts and Tribunals Service) に配分される。なお、重大詐欺局 (Serious Fraud Office) はARISの構成機関でなく、かつての配分額は財務省 (HM Treasury) に移譲されている。Id., para 4.5.
- (107) Home Office, Asset Recovery Incentivisation Scheme Review (2015), at 2. 本評価書は、英国議会のウェブサイト上 (<https://depositedpapers.parliament.uk/depositedpaper/2275618/files> [2023年5月31日最終閲覧]) で入手することができる。
- (108) R v Zinga, [2014] EWCA Crim 52 [私人訴追を行おうとする会社から警察に対して損害賠償で得た資金の一部を報酬として供与することが約束されていたことにつき、「中立的立場が危ぶまれる」と付言的に判示した事案]; R v The Knightland Foundation and Another, [2018] EWCA Crim 1860 [訴追側が「執行機関への還流額の最大化を主眼としていた」として手続濫用 (abuse

論 説

- of the process of the court) として公判を停止した事案] .
- (109) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 4.13-4.34. 2002年法施行直後は没収領域を拡大しようとする執行機関の試みが全くなかったのに対して、ARISの導入により、租税犯罪や汚職をはじめ、没収事案が拡大増加しており、ARISが没収事案に一定の影響を与えているとの指摘がある。P. Allridge, *Proceeds of Crime Law since 2003 – Two Key Areas*, [2014] *Crim L Rev* 171, at 174.
- (110) Law Commission LC410, *supra* note (13), para 21.12.
- (111) 例えば、被告人の利益が被害者に生じた損失に限定され、かつその被害者に損失が返還されている場合、返還額を被告人の利益とする没収命令を言い渡すのは原理的に誤りであると判示されている。R v Morgan and Bygrave, [2008] EWCA Crim 1323 ; R v Shabir, [2008] EWCA Crim 854.
- (112) R v Waya, [2013] 1 AC 294, para 18.
- (113) Waya事件最高裁判決後、この点に関する新たな最高裁判決が出されている。Andrewes事件 (R v Andrewes, [2022] UKSC 24) は、自己の学位や職歴の虚偽申告 (CV fraud) により採用され主任担当官として勤務するなど複数の職場で不正に給与を得たとして、1968年セフト法16条、2006年詐欺法2条違反で有罪判決を受け、獲得した全給与£643,602.91を利益、£96,737.24を入手可能額と算定する没収命令が発出されたため、①有能かつ満足な形で職務を遂行していたのであって利益を得ていない (全給与は適切な労働によって雇用主に回復されている)、②何らかの「利益」は経歴詐称行為から遠く離れたものである、③本没収命令は比例性に反するなどして被告人が上訴したところ、被告人の①②③の主張を斥けつつ、当該回復可能額の没収命令を発出した点が不均衡であったとして事実審の没収命令を破棄した控訴院判決に対して、訴追側が最高裁に上訴した事案である。なお、訴追側は、①②経歴詐称がなかったならば給与を得ていなかったのだから遠く離れた利益というわけではなく、犯罪行為の結果として、又はこれに関連して獲得されたこと (76条4項) が明らかである、③犯罪者から利得を剥奪するという法の目的に照らし、その利益全額を払い戻させることは不均衡なものでないと反論していた。刑事法院が発出した全給与を利益とする没収命令が比例的であったか否かにつき、最高裁は、訴追側及び被告人側の主張を斥け、適切な労働が給与分の雇用主への回復そのものを構成するわけではないが、全給与の剥奪は二重剥奪を構成するであろうから、受領した全給与£643,602.91に経歴詐称による給与増加率38% (0.38) を乗じた£244,569が利益額となるのであって、これが回復可能額 (本件では入

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- 手可能額) £96,737.24を超えないのであるから比例性を欠くものでないとして、刑事法院の没収命令を復元すべきであると結論付けている。本件は、経歴詐称による不当利得事案における利益額の算定方法や比例性の判断方法を示したものととして重要とされている。T. Donovan, *Case and Commentary*, [2023] *Crim L Rev* 84; C. Kirkbride, *Confiscation Orders : Finding a Middle Way Between Two Extremes*, 86 *Journal of Criminal Law* (2022) 488.
- (114) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 5.23-5.25.
- (115) *Id.*, paras 5.36-5.37.
- (116) *Id.*, paras 5.83-5.89.
- (117) Law Commission LC410, *supra* note (13), paras 2.57-2.72.
- (118) 例えば、没収命令の執行として被告人財産の換金を行う「執行官の任命の要否」が問われる事案で重要な意味をもつ。剥奪でなく回復を制度目的と解した場合、執行官の任命は、予想される回復額が執行官費用を大幅に上回る時にのみ承認されることとなる可能性がある (Re L, [2000] EWHC 1531 (Admin))。法律委員会は、そうした運用によると、高い回復額が見込めない限り執行官が任命されず、被告人の犯罪収益が適正に剥奪されないこととなり不当とみているものと思われる。
- (119) *R v May*, [2008] 1 AC 1028, para 41.
- (120) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 5.86-5.96.
- (121) *Id.*, paras 5.97-5.98.
- (122) Law Commission LC410, *supra* note (13), paras 2.92-2.93.
- (123) Hodgson, *supra* note (22), at 71. そこでは、没収制度とは別のしかるべき補償制度の創設が提言されており、1986年薬物取引法における没収制度でも補償は正面から取り扱われていなかった。
- (124) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 5.103-5.108.
- (125) *Id.*, paras 5.109-5.110.
- (126) *R v Asplin and Others*, [2021] EWCA Crim 1313. 控訴院は、「没収と補償が異なることに言及しておくことは重要である。補償の目的が犯罪の結果として被った損失や欠損を埋め合わせることにあるのに対して、没収の目的は、犯罪行為の利益を犯罪者から剥奪することにある。没収は、〔犯罪の〕結果として、又は〔犯罪に〕関連してという〕緩やかな因果性テストを用い……比例性について諸々の考慮をすることにより、犯罪から獲得されたところの利益に焦点を当てる。他方、補償は、(犯罪から発生した個人的欠損、損失ないし打撃という、2000年刑事裁判所(量刑)権限法130条1項……な

論 説

- いし現在では量刑規範133条にいう)より伝統的な因果性テストを用い、被害者が被った諸々の損害に焦点を当てる。犯罪者により獲得された利益は、被害者が被った損害と必ずしも一致するものではない」と判示して、没収と補償の相違を明確にしている。
- (127) R v Sekhon, [2002] EWCA Crim 2954.
- (128) Cabinet Office Innovation and Performance Unit, *supra* note (23), paras 3.6-3.7, 3.10. 本報告書は、「地方の犯罪者たちは多くの点で危険である……よりよい選択肢がなく、犯罪に対する若年者のロールモデルとなり、彼らの態度を方向づけるように行為している。これらの犯罪者たちから犯罪利益を取り上げることにより、彼らの生活様式の基盤が除去される。こうして、財産除去を包括的、効果的かつ恒常的に展開することは、犯罪はペイしないというメッセージ……を強めることとなる。……犯罪者から財産を除去することは、過大な徴税が合法的な事業を根底から掘り崩すのと同様に、利益削減、労働資本の利用可能性の減少、新たな犯罪計画を開始するための留保分の除去により犯罪組織を大きく妨害し得る」と記述している。
- (129) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 5.111-5.119.
- (130) *Id.*, paras 5.120-5.121.
- (131) Law Commission LC410, *supra* note (13), paras 2.142-2.161.
- (132) R v Revzi ; R v Benjafield, [2003] 1 AC 1099.
- (133) Welch v UK, (1995) 20 EHRR 247. その理由は、①6年間の収入を薬物収益と推定する規定をもつこと、②薬物取引に伴う収益に向けられ、実際の利益に限られないこと、③命令額の決定に際して被告人の非難可能性を考慮にいれると事実審裁判官が説示していること、④命令不履行の際、拘禁刑の可能性があることなどに求められている。
- (134) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 5.122-5.124.
- (135) R v May, [2008] 1 AC 1028, para 48.
- (136) R v Revzi, [2003] 1 AC 1099, para 14.
- (137) R v Waya, [2013] 1 AC 294, para 2.
- (138) R v Andrewes, [2022] UKSC 24, para 38.
- (139) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 5.31-5.35, 5.125-5.126.
- (140) 控訴院は、次のように判示して、訴追機関が没収命令を懲罰的なものとみていること、裁判所の立場がそれと異なることを指摘している。「没収手続における訴追側の証拠及び議論という諸々の側面は、おそらく『被告人のような人物は……非常に厳しく叩かれるべきである』との趣旨のアプロー

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- チを明らかにしている。それは時としてまさに事実かもしれない。しかし、それは通常、刑罰の機能である。それは没収手続自体の一部でなく、没収手続は被告人の犯罪活動の収益を剥奪することを求めるために立案されたものである。当然ながら、そのことによって本件における没収手続が無効となるわけではないが、〔裁判所が採用する〕おそらくは定着した立場を説明する一定の助力になるとと思われる。』 R v Bajaj, [2020] EWCA Crim 1111, para 29.
- (141) Law Commission CP249, supra note (12), paras 5.131-5.132.
- (142) Law Commission LC410, supra note (13), para 2.141.
- (143) R v Guraj, [2016] UKSC 65.
- (144) Law Commission CP249, supra note (12), paras 6.59-6.60.
- (145) Id., paras 6.67-6.68.
- (146) R v Ghulam and Others, [2018] EWCA Crim 1691.
- (147) Law Commission CP249, supra note (12), paras 8.47-8.48.
- (148) Law Commission LC410, supra note (13), paras 3.17, 3.38.
- (149) Id., para 5.22.
- (150) Law Commission CP249, supra note (12), paras 11.6-11.14.
- (151) Crown Prosecution Service v Jennings, [2008] 1 AC 1046.
- (152) この点は、Waya事件の各審級において10人以上の裁判官が被告人の利益算定に当たり、相当に異なる利益額を異なる手順で算出したところに如実に現れている。
- (153) R v Allpress, [2009] EWCA Crim 8, paras 79-80. なお、本件は、1988年刑事司法法及び1994年薬物取引法上の没収命令に関するものである。被告人は、薬物取引業者Mの依頼を受けてその取引代金と知りながら£156,210をパリから英国内に輸送して£3,600の謝礼を受領したが、同人の獲得した利益額を£159,810とする没収命令が発出されたため上訴した。控訴院は、かかる典型的な現金輸送者(cash courier)の利益額の特定に際して、「被告人の犯罪行為と関連する財産に係る唯一の役割が、それが現金であるとその他の形態であるとかかわらず、他人のための輸送者として行為することであった場合には、……1988年法71条4項……の語義の範囲内において、かかる〔輸送の対象となった〕財産は被告人により獲得されたものには当たらない」として、輸送対象財産であった£156,210が利益に当たらず、受領した£3,600のみが利益であるとみて、当初の没収命令額を£3,600に減額すると判決した。

論 説

- (154) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 12.89-12.93. 法律委員会は、Allpress事件判決をはじめ、所持に関連する裁判所の立場は、「運搬者の裸の所持ないし占有権 (bare possessory rights) は『通常は』無視されるべき」であり、客観的に財産的価値を評価し得るような所持権の場合、これが「獲得された」と扱われるべきであることを示唆するものと分析している。
- (155) *R v Allpress*, [2009] 2 Cr App R (S) 58, para 47. 控訴院は、「貴族院が強調しているように、我々は、関連する〔犯罪〕行為から得られた利益を犯罪者から剥奪するために刑事法に規定された条項〔2002年法〕の解釈に関わっているのである」と指摘している。
- (156) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 12.22-12.34.
- (157) *R v May*, [2008] 1 AC 1028.
- (158) *R v Allpress*, [2009] 2 Cr App R (S) 58, para 64.
- (159) さらに法律委員会は、他人のために現金を保持する被告人は支配処分権限をもたないから「獲得していない」とし、他人のために自己の銀行口座に金銭を預け入れている被告人は預金相当額の処分権限をもつから「獲得している」とするのは、一貫性を欠く結果であって妥当でないとしている。Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 12.102-12.121, 12.191-12.195.
- (160) 民事法上の概念を刑事没収に関する法解釈に適用しないことについては、近時の裁判例でも確認されている。Collins v Director of Public Prosecutions, [2021] EWHC 634 (Admin).
- (161) *R v Simons*, (1994) Cr App R 100. 本件は、1986年薬物取引犯罪法の事案であるが、控訴院は、「〔薬物〕販売の収益とは、販売における純益でなく販売価格である」として、総額主義を明示している。
- (162) *R v Banks*, [1997] 2 Cr App R (S) 110.
- (163) *R v Waya*, [2013] 1 AC 294, para 26. 最高裁は、「被告人に犯罪遂行費用の控除を認める会計処理に乗り出すことは、同人の犯罪計画をあたかも合法事業のように、没収を事業上の課税の一形式として取り扱うことになるであろう。(例えば) 官憲にその目を背けさせるために支払われた賄賂を……犯罪収益を減少させるものとして取り扱うことは、道義に反するとともに、しばしば精密な決定を不能にすると思われる」と判示している。
- (164) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 12.78, 12.183, 12.209.
- (165) 貴族院 (*R v May*, [2008] 1 AC 1028, para 41) が共犯者に対する分配的な没収命令の余地を残していたところ、最高裁 (*R v Ahmad and Another ; R v Fields and Others* [2015] AC 299, para 51) は、「没収手続において裁判官は、〔共

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

犯事件における] 個別の利得があったかどうかを調査し、認定する準備がなければならない。およそ裁判所が、簡便であるという理由から、さらに悪くは怠慢により、共同利得があったと認定することは、決してあってはならない。犯罪から取得された資産が各共犯者で按分的に獲得されたとの認定を支える証拠が存在する場合、裁判官はそれを認定すべきである」と判示し、分配的な没収命令の必要性をより正面から認めている。もっとも、結論としては、Ahmad事件及びFields事件において共犯者間で個別の利得があったと認める証拠がなく、利益額全体を共犯者数で按分することもできないとして、分配的及び按分的な没収命令の発出の余地を何れも否定した上で、共犯者全員からの全額回復(多重回復)がA1P1に違反することに鑑み、各共犯者の没収命令の履行により国家が剥奪可能な利益額も減少するという不真正連帯債務の構成をとるべきであった点に限り、被告人の上訴を認めている。

- (166) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 14.10-14.51.
- (167) これは、2006年詐欺法 (Fraud Act 2006) 5条3項や1968年セフト法 (Theft Act 1968) 34条における定義と平仄を合わせたものである。Id., paras 12.282-12.285.
- (168) Id., paras 14.52-14.53.
- (169) Law Commission LC410, *supra* note (13), paras 8.16-8.19. なお、2020年10月に開催された諮問協議 (Commentators Roundtable Meeting) では、純益主義を採用すべきであるとの意見が多数であったと記録されている。Id., para 8.19 n 14.
- (170) Id., paras 8.39-8.46.
- (171) この点、諮問提案に従うと、例えば職業的な資金洗浄者が300万ドルの洗浄費用として10万ドルを受領し、300万ドルが同人の預金口座に預け入れられているという場合、300万ドルを所持しているにもかかわらず10万ドルの没収命令しか科すことができないとの批判がある。これに対して、法律委員会は、「財産が最終的に没収されるべきか否か」と「没収命令を通じて、犯罪利益に対する説明責任を被告人に問うこと」とを混同すべきでなく、300万ドルの没収は、違法現金等没収手続 (303Z条14項) に拠るべきであるとされている。Id., paras 8.53-8.56.
- (172) Id., paras 8.31-8.37.
- (173) Id., paras 8.65-8.66.
- (174) Id., paras 8.71-8.89.

論 説

- (175) Id., para 8.90.
- (176) Id., para 8.91.
- (177) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.39-13.51 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 9.31-9.37.
- (178) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.54-13.71 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 9.39-9.51.
- (179) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.72-13.74 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 9.52-9.62.
- (180) Law Commission CP249, supra note (12) , paras 13.77-13.85 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 9.63-9.80.
- (181) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.86-13.13.93 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 9.81-9.98.
- (182) 不法投棄罪, 複数入居者免許制違反, マネロン等の虚偽報告及び捜査妨害罪, マネロン等の経済制裁違反罪, 不正営業参加罪, 動物等不法輸入罪, 強盗罪, 大麻栽培罪, コンスピラシー, 及び煙草等不法輸入罪である。Law Commission LC410, supra note (13), para 9.100.
- (183) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.94-13.95 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 9.99-9.119.
- (184) Law Commission LC410, supra note (13), para 9.120.
- (185) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.96-13.134 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 9.121-9.147.
- (186) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.168-13.192 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 9.185-9.230.
- (187) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.203-13.212 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 10.21-10.59. 当然ながら, 訴追側がCL推定規定の不適用を決定したとしても, 没収手続に先行して有罪判決を受けた個別の犯罪行為について没収手続を申し立てることが可能である。
- (188) R v Shabir, [2009] 1 Cr App R (S) 84. 控訴院は, 手続停止には相当な注意を向けなければならない, 真の抑圧的事案に制限されるべきであるとしている。また, CL推定適用を求める没収審理の申立てが悪意ないし権限濫用であって法域の正統性ないし道徳的尊厳が争点となっているとして手続濫用が認められた場合, 個別的犯罪行為からの利益の剥奪に対しても手続停止の効果が及ぶ可能性があることが指摘されている。Attorney General's Reference (No 2 of 2001), [2004] 2 AC 72.

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- (189) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.213-13.227 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 10.60-10.108.
- (190) R v Harvey, [2017] AC 105. そのほか控訴院は、1999年に取得した住宅上の利益を、第3推定を通じて、2015年の没収審理においてその利益額に算入することが重大なリスクに当たるか否かは、裁判所の証拠に基づく判断に委ねられており、財産取得時点が相当に過去であったことそれ自体が不正義の重大なリスクを生み出すわけではないとしている。R v Briggs, [2018] EWCA Crim 1135.
- (191) Law Commission CP249, supra note (12), paras 13.228-13.248 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 10.109-10.144.
- (192) R v Bello and Others, [2015] EWCA Crim 731 [不法薬物の購入代金に犯罪的でない金銭が使用された事案].
- (193) R v Sale, [2013] EWCA Crim 1306 [電気工事請負業を営む被告人が鉄道会社との間で不正な契約を結び、£7,000程度の金品を贈与した事案]; R v Beazley, [2013] EWCA Crim 567 [無断複製商品を販売した事案]; R v King, [2014] 2 Cr App R (S) 54 [自動車販売業者が個人売買を装い保証等を免れた事案]. これらの裁判例は、総利益のうち犯罪性のある利益に限定することで会社に対する没収命令をより狭く形成したものと評されている。V. Reid, Proceed with Caution : The Case for a narrowly tailored Corporate Confiscation Scheme in the UK (2020), at 3. ホワイトカラー犯罪センター (White Collar Crime Centre) から公表されたこの文書は、「合法に計上された支出を無視することは、会社が犯した犯罪活動から生じた利益に相当しない金銭を没収命令に算入する結果となる。……会社に対する懲罰的な没収制度の適用はその将来的な成功、そしてそれゆえに会社の幅広い社会貢献にとって有害である」と指摘している。
- (194) R v Waya, [2013] 1 AC 294.
- (195) Law Commission CP249, supra note (12), paras 14.54-14.77.
- (196) 2010年関税物品 (保持、移転及び課税地点) 規則 (Excise Goods (Holding, Movement and Duty Point) Regulations 2010) は、物品の輸送者、輸送を意図した物品の保持者、又は物品輸送先に課税しており、物品がUK領域内に入った時点で課税され、「保持」は物理的所持に限られず、物品に対する便益上の権利を持つ必要もない。物品所持の認識や納税義務を欠く輸送者は「保持者」でない。利益を得る可能性がある者とは、物品の課税地点到達により速やかに納税義務を負う者 (一般的には物品輸送元) であり、物品輸送

論 説

- 先は通常、保持者となる。
- (197) R v Tatham, [2014] EWCA Crim 226.
- (198) Law Commission CP249, supra note (12), paras 14.78-14.87.
- (199) R v McDowell, [2015] 2 Cr App R (S) 137, para 40.
- (200) R v Sale, [2013] EWCA Crim 1306, para 43 ; R v Boyle Transport (Northern Ireland) Ltd, [2016] EWCA Crim 19, para 93.
- (201) Stack v Dowden, [2007] 2 AC 432 ; Jones v Kernott, [2012] 1 AC 776. 法定信託の場合、①登記等、外観上の権利者が真の権利者であるとの推定が働くものの、②①の現実と異なる共通意図が存在していたとの認定により覆ることがある。なお、共通意図の認定について、最高裁は、前者の事案において「法的には、『状況が全て』であり、家庭内の状況は商取引の世界と全く異なる。各事案が独自の事実に依存する。当事者たちの真の意図を占うには〔移転時点での助言や議論、共同名義で住居を取得した理由、住居取得の目的、当事者間の関係性、購入資金の調達方法、当事者たちの個性や人格など〕経済的寄与以外の多くの諸要素が重要になる」と判示している。
- (202) Law Commission CP249, supra note (12), paras 14.88-14.109.
- (203) Law Commission LC410, supra note (13), paras 11.6-11.21.
- (204) Law Commission CP249, supra note (12), paras 15.24-15.48.
- (205) 実際、【CQ53】と同様に解する裁判例 (R v Seed, [2021] EWCA Crim 1198) もある。貴金属盗難事件において、被害品の相当部分が警察に差し押さえられ、被害者に返還可能である状況であったという事案において、控訴院は、入手可能額の算定時、既に国家に返還された財産が存在する場合、「財産は——警察の占有下にあるにもかかわらず——被告人の利益の一部を構成するとともに没収目的に照らし『入手可能額』に算入される」と判示している。
- (206) 例えば、薬物犯罪で有罪判決を受けた被告人が£100,000相当の薬物を押収されており、①同人の犯罪行為からの総利益が£110,000と認定された場合、没収手続の時点までに国家は£100,000の利益を剥奪していることとなる。従って、②残利益を算定するため、総利益から£100,000が差し引かれる結果、残利益は£10,000となり、③裁判所は、£10,000を支払うための被告人の財産に着目し、これを有すると認められるときはこれを回復可能額とする没収命令を、これを有しないときは入手可能額を限度とする没収命令をそれぞれ発出することとなる。CP249, supra note (12), para 12.19.
- (207) Law Commission LC410, supra note (13), paras 12.3-12.21.
- (208) Law Commission CP249, supra note (12), paras 15.49-15.57.

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- (209) Law Commission LC410, *supra* note (13), paras 12.22-12.36.
- (210) 「そのような人物が、第1にその計画から相当額の金銭を稼ぐことや、第2にそうした金銭を保持するために様々な問題を調整することを確実なものとすることなく、かかる詐欺を引き受けるということは本来考え難い。そうするためには、金銭が当局によって追跡され得ない場所に置かれるべきことこそ、その詐欺の不可欠な部分であるはずである。」R v Mehta, [2009] EWCA Crim 1601. Kelly事件 ([2016] EWCA Crim 1505) においても、控訴院は、「被告人が『当局から逃れ……る計画で闇の事業活動と金銭移動を行った』との没収審理における認定を是認している。
- (211) R v Druce, [2013] EWCA Crim 40; R v Lee, [2013] EWCA Crim 657.
- (212) R v Carnall, [2014] EWCA Crim 287 [被告人は完全な嘘つきであるとして被告人証拠を排斥した事案]。そうした事案では、「適切な財務記録の補強がなければ、被告人は裁判所に自身の言葉を伝えることしかできない。何かを証明するための被告人の信頼性は、刑事裁判における有罪判決後、大きく低下している。事実審裁判官が、被告人は公判を通じて回避的で不誠実であったとの見方をしている場合、命令履行能力に関連して被告人が発言することに対して何らかの価値を与える余地はないと思われる」として、口頭による証拠が容易に排斥されることにつき懸念を示す論者もある。J. Fisher and J. Bong-Kwan, *Confiscation : Deprivatory and Not Punitive – Back to the Way We Were*, [2018] Crim L Rev 192, at 199.
- (213) なぜなら「有罪判決時に認識可能な財産の規模は、被告人の認識の範囲内に特有のものであろうから」である (R v Dickens, [1990] 2 QB 102, at 105)。
- (214) こうした取扱いは、裁判例 (R v McIntosh, [2011] EWCA Crim 1501) にも即したものである。控訴院は、「裁判所は2002年法7条2項の問いに正当かつ比例的な方法で回答しなければならない」としており、被告人側の証明責任が果たされたかだけを問題にしているわけではないとみられている。Law Commission CP249, *supra* note (12), para 16.52.
- (215) CP249 (para 16.66) では、次のように整理されている。
- (1) 入手可能額と利益額とが異なる場合、裁判所は、被告人がその相違に相当する「隠し財産」を全体的又は部分的に有していると認定することができる。
 - (2) 「隠し財産」の認定を行う際、裁判所は、(a)被告人又は被告人以外の提出証拠を問わず、全体として考慮される事案の諸事実、(b)被告人の利益

論 説

から支出されたことが蓋然的であるところの金額, (c)両当事者による説明, (d)「隠し財産がある」との認定により入手可能額が不適切な形で増額された場合に生じ得る不正義のリスクその他の重要な事項について検討しなければならない。

(3) 証拠評価の際, 被告人により提出されたものがあるとき, 裁判所は, (a)被告人の財産に関する積極的証拠が存在しないことに対する何らかの説明の利点, (b)被告人は証拠提出の法的義務を負うわけではないこと, 及び (c)裁判所に顕出された全証拠の証明力は被告人が有罪判決後の審理において証拠を提出しているという事実によって影響を受ける可能性があることを検討しなければならない。

- (216) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 16.1-16.67.
- (217) Law Commission LC410, *supra* note (13), paras 12.37-12.66.
- (218) *R v Usoro*, [2015] EWCA Crim 1958 [2児の子をもつ母親への支払が「上訴人の子に対する養育費」としてなされていることを理由に「贈与」に該当しないとした事案] .
- (219) *R v Hayes*, [2018] EWCA Crim 682. 本件において, 訴追側は「当該財産の購入に対していかなる財産的寄与もないから被告人による汚れた贈与である」(妻から被告人に対して対価が支払われておらず, 78条1項に該当する)と主張した。他方, 被告人の妻は, 婚姻に基づく非財産的寄与(買物, 料理, 清掃, 洗濯, 養育など)は当該財産の価額の50%に相当するから, 適切な対価が提供されており贈与に当たらないと反論した。妻側の主張は, 「婚姻当事者間の平等」に基づくものであったが, 控訴院は, 非財産的形式である「家族の役務」が78条1項にいう財産的価値を持つ対価に該当するか否かは「家庭裁判所における判断」でなく「事実に照らした〔刑事裁判所による〕判断」であることに注意的に言及しながら, 妻側の主張に基づく上訴を退けている。その際, 控訴院は, 次のような指針を提示している。「裁判所は, ①移転された財産の移転時の価値を定め, ②財産の受贈者によって対価が提供されたか否かを評価しなければならない。提供されたと主張されているところのあらゆる対価は当該財産の移転に帰属できるものでなければならない。そして, ③提供された対価の価値を評価しなければならない。対価は, それゆえ, 金銭的基準に従って価値に代えることができるものでなければならない。受贈者により提供されたと主張されている対価が直接的な財産的寄与の形式でない場合, その対価が価値あるものと評価可能なものであるか, 仮に可能であるとき, どの程度の額かを見極めるため, 証拠を精密

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- に検証しなければならぬ。各段階が常に客観的に、かつ証拠に基づくアプローチによって行われなければならない。この文脈では、『場当たりの何かを判断する』という余地はない。」評者によれば、本判決は、財産中に便益上の利益をどの程度有するかと汚れた贈与に該当するか否かの問題が異なることを明らかにした上で、従来必ずしも明らかでなかった汚れた贈与の判断が「事実特定のなもの」であるとともに「原理特定のなもの」となるための有用な指針を示したものとして重要であるとされている。R. Fortson, *Case and Commentary*, [2018] *Crim L Rev* 586, at 591.
- (220) 控訴院は、かかる一連の取扱いの根拠について、「被告人が『犯罪生活様式』から利益を得ていなかったならば£20,000の贈与を行うこともできなかったということができるから、2002年法は当該贈与を犯罪収益と同様に扱う〔汚れた贈与として剥奪可能な入手可能額に算入する〕のである」と説明している。R v Johnson, [2016] EWCA Crim 10, para 34.
- (221) 控訴院は、「被告人は、自身のあらゆる手段による財産処分によって生じた損失を補填すべきである。贈与した財産の返還を求めることができないとの理由に基づき常に没収手続を弱体化させることができるとすれば、没収制度の効率性が形骸化することとなろう」(R v Johnson, [2016] EWCA Crim 10)、「被告人が原理的に命令の内容を履行して不履行による拘禁刑を免れる方法は多数存在する。原理的には、被告人は金融業者からローンを借り、友人や家族から借金することもできたのである。さらには、仕事をして給与を得て、そこから命令額を支払うこともできるであろう。それは被告人の問題である」(R v Morrison, [2019] EWCA Crim 351)などと判示している。
- (222) R v Johnson, [2016] EWCA Crim 10. 本件は、資産を全く持たない被告人が、娘に財産を£140,000で売却し£120,000を受領した後、娘が債務不履行に陥って当該財産が貸金業者の占有に入ることとなっていたという状況において、売却差額£20,000を汚れた贈与として入手可能額に算入した没収命令が発出された結果、没収命令の不履行による拘禁刑の執行がほぼ確実と予期された事案である。また、Re:L事件([2010] EWHC 1531 (Admin))は、第三者に対する贈与財産の返還訴訟を提起し得ない状況にあった被告人が、「訴追側が執行官の任命を申立て、裁判所がこれを認めたならば〔贈与財産が返還されず、没収命令を十分に履行できないという〕問題が解消され得たはずである」と主張したが、訴追側は、第三者に対する執行を可能とする執行官任命手続を採る意図がないことを示した。本件被告人は、命令不

論 説

- 履行による拘禁刑のリスクに直面し、状況改善に向けた解決策にアクセスすることができない状況に置かれることとなる。
- (223) R v Box, [2018] EWCA Crim 542. 控訴院は、贈与財産が返還され得るかを考慮して汚れた贈与を不算入とした第1審の判断を「制定法上の汚れた贈与制度はそのような形で機能するものでない」として破棄し、£500,000を超える汚れた贈与を入手可能額に算入した。
- (224) R v Morrison, [2019] EWCA Crim 351, para 67. 控訴院は、「6条5項(b)にいう比例性に関する例外は、裁判所の一般的な裁量や重大な不正義のリスクの回避を要求ないし許容する規定などと同じであるべきではない。比例性は、汚れた贈与を伴う没収命令により第三者に生じ得る潜在的な困難さや不正義を含む、多様な諸利益を衡量するという総合的な判断を要求するものでもなければ許容するものでもない。6条5項(b)にいう比例性例外は、重要ではあるものの、より限られた射程を有するに留まるのである。」と判示している。
- (225) Re : L, [2010] EWHC 1531 (Admin) ; R v Harrow Justices ex parte Director of Public Prosecutions, [1991] 1 WLR 395.
- (226) R v Lehair, [2015] EWCA Crim 1324. 本件では、被告人が銀行強盗遂行の2時間後に被害金£1,100を犯行に関与していない夫名義の銀行口座に預け入れたという事実につき、当該金銭が汚れた贈与といえるかが争われた。控訴院は、「犯罪遂行日以降」という文言の文理解釈は著しく不適切な結論に至るものであって、犯罪遂行時点以降と解釈することにはいかなる抵抗もないとして、被告人の上訴を棄却している。
- (227) R v Hayes, [2018] EWCA Crim 682. 控訴院は、対価の相当性判断において、①移転財産の移転時の価値、②受贈者による財産的評価の可能な対価提供の有無、③提供対価の価値の3点を検討しなければならないとしている。
- (228) Law Commission CP249, supra note (12), paras 17.1-17.119.
- (229) Law Commission LC410, supra note (13), paras 12.67-12.85. なお、没収命令不履行時の拘禁刑の下方修正や未履行債務に対する延滞金の停止措置などの諮問提案(【CQ60】～【CQ62】)について、LC410は、汚れた贈与でなく、他の内容と関連付けて最終提案を行っている(例えば【R81】未履行債務に対する延滞金の暫定的免除など)。
- (230) CP249 (para 21.108) では、①資産が没収管財人(trustee for confiscation)に帰属し、②銀行口座内の資金が没収され、③差押え財産が売却され、又は④管理令状(warrant of control (1980年治安判事裁判所法76条))が発効す

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- ることの4点が、LC410 (para 13.78) ではこれらに加えて⑤収入付加命令 (attachment of earnings order) 若しくは利益減額命令 (deduction from benefits order), 又は⑥集金命令 (collection order) が発出されることが提案されている。
- (231) 例示として、①被告人財産の通常又は意図された利用、②財産内の被告人利益の性質と程度、③配偶者の(財産利用の)必要性と資金源、④子の必要性と資金源、⑤配偶者や子が居住者として使用しているところの住居の使用期間、⑥当該財産が汚れた贈与か否か、及び⑦同一事項に関する利害関係者の認識の程度が挙げられている。Law Commission LC410, supra note (13), para 13.58.
- (232) Law Commission CP249, supra note (12), paras 21.1-21.114 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 13.1-13.164.
- (233) R v B, [2008] EWCA Crim 1374, para 9.
- (234) FATFは、第4次対英相互審査報告書において、「訴追前の段階で保全命令が要請された事案の57%において、対象者がその非制限財産の移動や隠匿を試みていないとき、散逸リスク基準の要件を充足していることを証明することがより困難なものとなり得る。かかる事案において、公訴局は、典型的には、保全命令が発出されるために、何らかの散逸が発生するのを待たなければならなかったであろう」と指摘している。FATF, supra note (8), para 191.
- (235) S事件 ([2019] EWCA Crim 1728) において、控訴審は、合理的期間内か否かを判断する際の例示的な諸要素として、①保全命令発出後に徒過した期間の長さ、②かかる期間徒過の理由及び説明、③保全命令発出前の捜査の長さ(と深さ)、④発出された保全命令の性質及び程度、⑤捜査や「将来行われる可能性のある」潜在的手続の性質及び複雑さ、⑥捜査協力又は妨害の程度の6点を摘示している。
- (236) Law Commission CP249, supra note (12), paras 26.1-26.112, 26.127-26.131 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 17.1-17.50, 17.63-17.80.
- (237) 没収保全の取扱いは、被告人による法的費用への「無謀な費消」を減少させる試み (Cabinet Office Performance and Innovation Unit, supra note (23), at 72) であるものの、高等法院で行われる民事回復手続と対照的である。民事回復における「凍結命令 (freezing order)」は違法手段により獲得されたと疑われる財産に対して行われるが (245A条5項)、被告は弁護費用をかかると財産から支出することが許容される (245C条5項)。但し、2002年法制定

論 説

当初、法的費用に係る民事回復上の凍結資産の取扱い、刑事没収と同様に厳しく制限されていたが、2005年重大組織犯罪法によりこれが改正されたという経緯がある。

- (238) R v Luckhurst, [2020] EWCA Crim 1579. 控訴院は、(a) その支払が没収命令の履行に充てるための財産額を改善ないし維持することを必要とし、又はそれが望まれるかどうか、(b) あり得る没収命令の規模に関連する被告人財産、(c) 保全命令に先立つ被告人の生活水準、(d) 保全命令又は変更申立て時点での被告人の支払能力、(e) 保全期間、(f) 現在の生活水準が犯罪活動の結果であることを示す一見明白な事実があるか否か、仮にある場合、かかる犯罪活動がなかったならば本来そうであったであろう生活水準、(g) 請求されている支出額が不合理なものであるか否かを摘示している。なお、CP249の公表後、被告人が最高裁に上訴したものの棄却されている。R v Luckhurst, [2022] UKSC 23.
- (239) Law Commission CP249, supra note (12), paras 26.133-26.213 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 17.81-17.213.
- (240) AA v Persons Unknown, [2019] EWHC 3556 (Comm) .
- (241) R v Teresko (Sergejs), [2018] Crim L Rev 81. 本件では、建造物搜索の際に警察が発見した暗号通貨のウォレットにつき、裁判所が保全命令と併せて当該暗号通貨の価値を保全するための換金を警察に許可する命令が発出されている。
- (242) Law Commission CP249, supra note (12), paras 28.1-28.50 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 19.1-19.25.
- (243) なお、これは刑事没収に限られない問題であるとされる。実際、法律委員会は、2022年にデジタル資産の諸問題に関する検討作業を別途開始し、2023年5月現在、事前協議の段階にある (<https://www.lawcom.gov.uk/law-commission-review-to-examine-how-private-international-law-can-apply-to-digital-assets-and-other-emerging-technology/> [2023年5月31日最終閲覧])。
- (244) 「犯罪資産回復委員会」とは、法律委員会の提案【CQ100】【CQ101】【R95】に係るものであり、国家的な財産管理戦略の確立を目指し、公的及び民間業界の代表者から構成されることが構想されている。Law Commission CP249, supra note (12), paras 27.95-27.119 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 18.50-18.93.
- (245) Law Commission CP249, supra note (12), paras 28.51-28.74 ; Law Commission LC410, supra note (13), paras 19.26-19.52.

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

(246) 「現在までの合算」の手順として、以下①②③の手続例が紹介されている (CP249, para 23.19)。

【手続①】

(1) 2018年3月、被告人Bは有罪判決を受け、£100,000が総体的犯罪行為からの利益と算定された。Bは、£20,000の資産を有していたため、この入手可能額を回復可能額とする没収命令が発出された。

【手続②】

(2) 2018年11月、Bは2017年に犯した罪で有罪判決を受け、2018年12月、第2の没収命令が発出されることとなった。

(3) 2018年3月までのBの総体的犯罪行為からの利益は【手続①】で算定されている。裁判所は、2018年3月以降の総体的犯罪行為からの利益は0であると認定した。なぜなら、【手続②】の犯罪は【手続①】の没収命令以前に遂行されたものだからである。それゆえ、総体的犯罪行為からの利益の出発点は、【手続①】算定に係る£100,000である。

(4) 8条5項に従い、裁判所は、利益額£100,000から【手続①】の没収命令額£20,000を差し引き、Bの利益を£80,000と算定することとなる。

(5) Bにはいかなる資産も残っていない。第2の没収命令の回復可能額は、最低額 (£1) となる。

【手続③】

(6) 2020年4月、Bは2019年4月から12月の間に犯した罪で有罪判決を受け、第3の没収命令が発出されることとなった。Bの利益算定の出発点は、【手続②】に係る£80,000である。Bは、総体的犯罪行為からさらに£200,000の利益を獲得している。この場合、£200,000が£80,000に加算されなければならない。

(7) 8条5項に従い、裁判所は、利益額£280,000から【手続②】の没収命令額£1を差し引き、Bの利益を£279,999と算定することとなる。

(8) Bは【手続②】以降にさらなる資産を獲得しており、第3の没収命令の回復可能額は、その資産の価額 ([例えば] £50,000) となる。

【手続①②③】を統合すると、①利益額は£300,000 (①£100,000+②£0+③£200,000)、②回復可能額は£70,001 (①£20,000+②£1+③£50,000)、③利益額のうち納付を命令されていない利益額は£229,999 (①-②) となる。

(247) R v Barnett, [2011] EWCA Crim 2936 ; R v Chahal, [2014] EWCA Crim 101, paras 28, 46.

(248) 関連事項として、①以前の没収命令が統合された事実、②必要な場合には

論 説

- 犯罪生活様式による推定のための該当日，③過去の没収命令の納付額と口座履歴，④統合された没収命令の合計納付額，⑤過去の没収命令に不履行時の拘禁刑が付されていたか，付与された信用額，⑥賠償命令が発出されている場合，各命令の発出日と被賠償者の氏名という6点が挙げられている。
- (249) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 23.1-23.64 ; Law Commission LC410, *supra* note (13), paras 20.1-20.76.
- (250) R v Sheehan, [2009] EWCA Crim 1260.
- (251) Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 24.1-24.91 ; Law Commission LC410, *supra* note (13), paras 21.13-21.36.
- (252) 麻薬特例法上の没収・追徴に関する立法解説として，古田佑紀ほか編『麻薬特例法及び薬物四法改正法の解説』（法曹会，1993年），組織的犯罪処罰法上の没収・追徴に関する立法解説として，三浦守ほか編『組織的犯罪対策関連三法の解説』（法曹会，2001年）参照。
- (253) 刑法上の追徴が没収不能なときに限定されているのに対して，犯罪収益の追徴はこれを相当とするときにも選択することが可能である（麻薬特例法13条1項，2項，組織的犯罪処罰法16条1項～3項）。但し，その選択が全く恣意的なものとなることは妥当でなく，没収対象財産の所有者以外の者に及ぶ影響等を検討する必要がある。井上弘通＝西田時弘『没収保全及び追徴保全に関する実務上の諸問題』（法曹会，2004年）94-95頁参照。
- (254) 没収・追徴に関する最新の研究として，「特集・没収・追徴制度の現状と課題」刑事法ジャーナル74号4頁以下がある。同特集では，①佐藤拓磨「解題および補足」（4-15頁）が現行の没収・追徴制度の概観，解釈および立法上の課題，各論文の概要などを整理した上で，②久保英二郎「薬物犯罪における没収・追徴」（16-26頁）が麻薬特例法上の没収・追徴に関する判例の検討，没収・追徴の容易化をはじめとした立法課題を，③横濱和弥「被害者ある犯罪における没収・追徴」（27-37頁）が組織的犯罪処罰法上の没収・追徴と被害回復制度の構造，没収・追徴と被害回復の関係，解釈論及び立法論上の課題を，④川崎友巳「金融商品取引法の没収・追徴」（38-51頁）が金融商品取引法上の没収財産の意義や減免に関する膨大な裁判例の動向，立法的課題を，⑤木村圭二郎「組織的犯罪からの被害回復としての没収制度」（52-57頁）が被害回復の実情やその必要性，米国及びスイスの法制，被害回復に向けた財産凍結と没収強化をそれぞれ論じており，きわめて重要である。

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- (255) 佐藤・前掲註 (254) 4-6頁参照。
- (256) 比較法も含めた没収・追徴制度に関する総合的研究として、町野 = 林編・前掲註 (96) 参照。
- (257) 高山・前掲註 (17) 462頁以下, 樋口・前掲註 (17) 46頁以下, 安田・前掲註 (17) 5頁以下, 城・前掲註 (17) 298頁以下, 横濱・前掲註 (17) 55頁以下, 久保・前掲註 (17) 16頁以下など参照。なお、本稿では正面から取り扱うことができないものの、実務上の論点として、⑥混和財産に増減があった場合の没収可能額, ⑦犯罪収益に係る利息債権の没収, ⑧異なる事実に係る犯罪収益が混和した場合の取扱いなどが挙げられている。末弘・前掲註 (17) 64頁以下, 井上 = 西田・前掲註 (253) 100-108頁, 112-114頁参照。
- (258) その議論状況について、高山・前掲註 (17) 475頁以下参照。
- (259) 高山・前掲註 (17) 467頁参照。
- (260) 犯罪収益の剥奪目的は、「犯罪はペイしない」との厳然たるメッセージを被告人その他社会全般に明示するという公共政策的判断に支えられている。法律委員会の検討作業は、かかる目的を達成するための相当な手段として、収益剥奪をどの程度徹底することができるのか、またそうした場合にいかなる弊害が生じ得るのかを分析し、望ましい徹底の程度を見極めようとするものであると思われる。なお、「自己の不正行為から利益を挙げてはならない」というのが「正義の概念に由来する原理」であると指摘するものとして、渥美東洋「犯罪による収益の剥奪」研修538号5頁以下参照。
- (261) Fisher and Bong-Kwan, *supra* note (212), 200-201. そこでは、没収命令の未履行額がきわめて多額にのぼっているという深刻な現状に鑑み、2002年法における刑事没収の様々な運用、例えば共犯者全員に利益額全体についての没収命令、犯罪生活様式による推定規定の適用、隠し財産の取扱いなどが刑事没収創設の原点であるHodgson委員会の意図と整合的でないことが指摘され、特定の犯罪行為と結び付く資産の取得のみを利益とすべきであること、隠し財産の存在が確実であると認められない限りこれを入手可能額に算入すべきでないことなどが論じられている。
- (262) 没収命令中に被害者補償の優先性を記載するイギリスの取扱いは、原則的に没収不能である犯罪被害財産を例外的に没収する際、没収財産又は追徴価額が犯罪被害財産(額)であることを示さなければならないとする日本(組織的犯罪処罰法13条2項, 3項, 16条2項, 18条の2第1項)と同様、被害者補償の重要性を認めるものである。
- (263) 本統計は、英国内務省のウェブサイト上 (<https://www.gov.uk/government/>

statistics/asset-recovery-statistical-bulletin-financial-years-ending-2017-to-2022/asset-recovery-statistical-bulletin-financial-years-ending-2017-to-2022#compensation-to-victims〔2023年5月31日最終閲覧〕で参照することができる。

- (264) 最決平成17年7月22日刑集59巻6号646頁は、薬物犯罪収益とは規制薬物の対価として得た財産そのものをいい、麻薬特例法上の没収・追徴に当たっては「当該財産を得るために犯人が支出した費用等を控除すべきものではない」と判示している。最決平成20年11月4日刑集も、違法物品の販売価格が送料込みであろうとなかろうと、違法物品提供行為によって取得した金員の全額が犯罪行為により得た財産、つまり犯罪収益に該当し、「送料を控除して追徴の金額を算定すべきではない」と判示している。さらに、最判令和元年12月20日刑集73巻5号174頁も、覚醒剤100gを代金80万円で譲渡する約束に基づき全額を受領後、覚醒剤の8割を発送した譲渡未遂行為につき80万円全額の追徴を認めている。
- (265) 麻薬特例法上の没収・追徴について、「薬物犯罪によって利益を得て、それを次の薬物犯罪に再投資することによって更なる利益を得るといふ、薬物犯罪から生じる利益の不法な循環を断ち切って、資金面から薬物犯罪を禁圧することにあつたと考えられる。そして、薬物犯罪を行うについて原価・費用等を要し、そのため行為者の財産が減少したり、第三者に債務を負うことがあつたとしても、薬物犯罪によって利益を得た場合に、そこから直ちに当該原価・費用等を差し引いて自己の財産に充当したり、第三者に債務を弁済したりするとは限らないのであり、それらを控除しない全額を次の薬物犯罪に再投資することが可能なのであるから、その全額が薬物犯罪収益としての性質を有することは明らかである」と説明されている。井上＝西田・前掲註(253)18-19頁参照。
- (266) 古田ほか編・前掲註(252)62頁、古田佑紀＝齊藤勲編『大コンメンタールⅠ薬物五法』（青林書院、1994年）58頁〔古田佑紀〕参照。
- (267) 藤本哲也「麻薬特例法に規定する『不法収益』の意義」研修570号108頁参照。
- (268) 中井憲治「麻薬特例法による必要的没収・追徴の対象である『不法収益』の意義（上）」研修544号23頁参照。
- (269) 例えば、堀内捷三「麻薬特例法における段階的没収・追徴と重量的没収・追徴」研修570号4頁、山本輝之「麻薬特例法における『不法収益』の没収・追徴について」『内田文昭先生古稀祝賀論文集』（青林書院、2002年）491頁、辰井聡子「麻薬特例法における『不法収益』の意義」上智法学論集40巻1号

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について（2・完）

- 225頁など参照。総額主義からの反論として、例えば、白木豊「麻薬特例法における不法収益の没収・追徴」小樽商科大学商学討究46巻2・3号192頁、丸山雅夫「財産的制裁としての没収・追徴（2・完）」南山法学17巻2号74-75頁など参照。
- (270) 大塚仁ほか編『大コンメンタル刑法第1巻』（青林書院、第3版、2015年）429頁、457-458頁〔出田孝一〕参照。
- (271) 樋口・前掲註（17）134頁参照。
- (272) 安田・前掲註（17）5頁参照。
- (273) 控訴院は、犯罪収益剥奪の潜脱を許容しないこと（R v Simons, (1994) Cr App R 100）やマネロン罪の意義を失わせないこと（R v Banks, [1997] 2 Cr App R (S) 110）を、最高裁は、会計処理を認めるべきでないこと（R v Waya, [2013] 1 AC 294）を総額主義の一根拠として摘示している。但し、諮問協議では純益主義が多数であったことにも留意が必要である。
- (274) 樋口亮介「没収・追徴——共犯を素材に」法律時報87巻7号46-47頁参照。そこでは、日墺独米の比較法が行われ、オーストリア（2010年改正前）が純益剥奪を徹底した制度として、ドイツが利益剥奪を基調としつつ一定の修正を認める制度として、そしてアメリカが没収の制裁性を是認しつつ限定的な修正を認める制度として、それぞれ明晰に比較されている。イギリスは、ドイツやアメリカに近いものの、没収に制裁性〔刑罰性〕を認めずに総額主義をとりつつ限定的な修正を認める点でやはり異なっていると思われる。
- (275) 高山・前掲註（17）482-483頁、樋口・前掲註（274）52-53頁参照。
- (276) 例えば、最決平成16年11月8日刑集58巻8号906頁は、収賄罪（刑法197条の5）における没収・追徴に関し、①共同正犯者全員に全額の没収・追徴を科し得るとの新解釈を示した上で、②相当と認められる場合には一部の者や一部の額の追徴を科し、③分配等が不明の場合には均分額の追徴を科し得るという従来解釈も維持しつつ、共同正犯者2名が収受した賄賂の分配や保有・費消状況が不明であるとして、③に従って被告人両名に均分額の追徴を科した原判決を是認している。また、大阪高判平成28年7月13日高刑速（平28）第8号195頁は、組織的犯罪処罰法上の没収・追徴について、①を採用している。①は、共同正犯者全員が全額に対する不真正連帯債務を負い、その一部が追徴額を納付した場合、その額の限度で他の共同正犯者が納付義務を免れるという趣旨であるところ、非難を前提とする応報的制裁である刑罰が民事責任的な関係に立つのは「対物処分である没収

論 説

- が、対人処分たる追徴に転化したことに起因する問題であって、直ちに刑罰の本質論に反するものではない」と説明されている。前田巖『最判解刑事篇平成16年度』540頁参照。
- (277) 最判平成15年4月11日刑集57巻4号403頁は、共同正犯者として薬物犯罪収益運搬行為のための費用や報酬を得た者につき、報酬額に限って没収・追徴を言い渡しており、犯罪実行費用は「犯罪行為により得た財産」に該当しないため没収・追徴の対象外であると判示している。他方、最判平成20年4月22日刑集62巻5号1528頁は、薬物密売の売り子として売上金の管理や報告を担当し、正犯を幫助した者に対して、被告人が薬物犯罪収益を得たということではできず、薬物犯罪の幫助行為から得られた財産である報酬に限定して没収・追徴を言い渡している。
- (278) 例えば、没収・追徴の過酷化、二重処罰禁止との抵触、被告人の再社会化の阻害などを理由に、利益分配や得た処分権に応じて追徴すべきとするものとして、佐川友佳子「判批」龍谷法学42巻3号790-791頁、796-798頁参照。幫助減輕の趣旨を付加刑である没収・追徴に及ぼすか否かや、犯罪収益を共同取得したと評価し得るか否かにより、共同正犯・幫助犯を問わず全額の没収・追徴が可能な場合があるとするものとして、樋口・前掲註(274)50-52頁参照。さらに、共同正犯の成否と犯罪収益の没収・追徴の可否とは異なる視点に基づいており、後者は処分権獲得の有無によるとするものとして、安田・前掲註(17)7-12頁参照。
- (279) なお、刑法上の取得・報酬・対価物件の没収・追徴に関する文脈において、「犯罪行為を起点として『得た』」といえるかについて法律上又は事実上の所有権と占有という2つの定義があり得るところ、前者を「穩当」としつつなお検討を留保する議論として、樋口・前掲註(17)132頁参照。
- (280) 共同正犯者による賄賂收受の事実が訴因と不可分のものとして厳格な証明の対象となるのに対して、追徴額の算定基準となる分割額（おそらく共同正犯者数も）はおおよそ訴因とは別個の事実であって、必要となる証明度は別途問題となり得るものの自由な証明で足りると理解され得ること、但し罪体や犯情を明らかにするのに必要な限度を超えて分配の有無及び額等を解明する必要がないから、分配額や均分額の追徴を裁量的に行い得るのは共犯者間の利益の帰属や分配、共犯者数が明らかな事案に限られることなどが指摘されている。前田・前掲註(276)536-537頁参照。
- (281) 全員に対する全額追徴でなく①分配額や②均分額の追徴を裁量的に行うための条件として、①当該追徴内容が共同收受された賄賂の価額全額を剥奪

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

- し得るものであることが必須であることに加えて、②①②が相応の合理性をもち、犯人に不正な利益の保有を許さないという必要的追徴の趣旨を損なうものでないことが挙げられる。前田・前掲註 (276) 554-556頁参照。
- (282) 樋口・前掲註 (274) 52-53頁, 同「没収・追徴」山口厚編『経済刑法』(商事法務, 2012年) 390-392頁のほか, 最決平成16年11月8日の趣旨をこうした観点から敷衍するものとして, 久木元伸「判批」研修682号20-21頁参照。
- (283) 飯島泰ほか『『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第86号)』及び『犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律87号)』の解説(1)』曹時59巻8号68-69頁参照。
- (284) これらの問題については, 横濱・前掲註(17) 55-59頁, 横濱・前掲註(254) 27頁, 久保・前掲註(17) 9頁以下参照。
- (285) 久保・前掲註(17) 13-15頁参照。
- (286) 佐伯仁志「アメリカ合衆国の没収制度」町野=林編・前掲註(96) 299-300頁, 久保・前掲註(17) 15頁参照。
- (287) 本統計は, 英国政府のウェブサイト上 (<https://www.gov.uk/government/statistics/asset-recovery-statistical-bulletin-financial-years-ending-2017-to-2022/asset-recovery-statistical-bulletin-financial-years-ending-2017-to-2022#aris-allocations-distributed-to-poca-agencies> [2023年5月31日最終閲覧]) で参照することができる。本統計を参照した法律委員会の評価書によると, 年平均£32,000,000,000(没収命令による回復額の20%強)が被害者補償に充てられている。Law Commission, Impact Assessment No 0077: Confiscation Under Part 2 of the Proceeds of Crime, at 16-17 (paras 1.39-1.40)。本評価書は, 法律委員会のウェブサイト上 (<https://www.lawcom.gov.uk/project/confiscation-under-part-2-of-the-proceeds-of-crime-act-2002/> [2023年5月31日最終閲覧]) で入手することができる。
- (288) 控除肯定事例として, 東京地判平成25年12月18日LEX/DB25503061や大阪地判平成25年12月25日判タ1427号236頁がある。
- (289) 控除否定事例として, 大阪高判平成28年7月13日高刑速(平28)第8号195頁がある。本件については, 渡部直希「判批」研修822号15頁以下参照。
- (290) 横濱・前掲註(17) 58-60頁, 久保・前掲註(17) 16-17頁参照。もっとも, 立法解説によれば, 被害弁償の非控除が直ちに違法となるものではないと説明されている。飯島ほか・前掲註(283) 68-71頁参照。
- (291) 横濱・前掲註(17) 58-60頁, 久保・前掲註(17) 16-17頁参照。

論 説

- (292) 今井猛嘉「追徴価額の算定期間」町野＝林編・前掲註(96)98-99頁参照。
- (293) 最大判昭和43年9月25日刑集22巻9号871頁は、「収賄者は賄賂たる物を收受することによってその物のその当時の価額に相当する利益を得たものであり、その後の日時の経過等によるその物の価額の増減の如きは右收受とは別個の原因に基づくものにすぎない」として、賄賂罪における追徴価額算定の基準を取得時に求めている。取得時説によるべき理由として、対象財産の事後的な価額増加による利得は「犯罪行為により得た利益」というよりも「その保有により得た利益」とみる余地があること、裁判時や没収不能時の価額算定が困難であって手続の安定性が害されること、価額増加による利得は対価物件(刑法19条1項4号、19条の2)により別途(任意的に)没収・追徴できることが挙げられている。古田ほか編・前掲註(252)75頁、井上＝西田・前掲註(253)182-183頁参照。さらに、判例及び学説の状況について、今井・前掲註(292)99-108頁参照。
- (294) 山口厚「賄賂の没収・追徴」内藤謙先生古稀祝賀『刑事法学の現代的状況』(有斐閣、1994年)213-216頁、堀内捷三「収賄罪と追徴——追徴額の算定基準時について——」内藤謙先生古稀祝賀『刑事法学の現代的状況』(有斐閣、1994年)233頁以下、今井・前掲註108-113頁、樋口・前掲註(17)135-136頁など参照。
- (295) 古田ほか編・前掲註(252)76頁参照。
- (296) なお、本規定は、「立証責任を転換するという意味での推定規定というよりは、一種の事実認定法則を明らかにしたという側面が強い」との説明もなされている。古田＝齊藤編・前掲註(266)71頁〔古田佑紀〕参照。
- (297) 例えば、井上正仁「麻薬新法と推定規定」研修523号13頁以下参照。
- (298) 法律委員会は、詐欺罪をCL発動要件①〔別表2〕に含めるべきとの意見を採用していない。しかし、それはCL発動要件②③から詐欺罪を排除することまで含意するものではなく、組織的かつ常態的に行われる大規模な詐欺事案は右②③の枠内で推定規定が適用されることとなる。
- (299) 麻薬特例法上の没収保全及び追徴保全を嚆矢とする保全手続は、いわゆる麻薬新条約5条にいう締約国の義務であると同時に、現在では犯罪収益の剥奪をより確実にすることを目的としたものである。保全手続については、古田ほか編・前掲註(252)98-99頁、三浦ほか編・前掲註(252)252頁参照。なお、FATFも、「没収と保全措置」(勧告4)の中で、剥奪対象となる財産の取引や譲渡、処分を防ぐための凍結や差押え権限を設けることを各国に要請し、その積極的な活用を求めている。尾崎ほか編・前掲註(1)63頁〔澁

イギリスにおける犯罪収益の刑事没収について (2・完)

谷洋平・中崎隆] 参照。

- (300) 井上 = 西田・前掲註 (253) 125頁, 194頁参照。
- (301) 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全が過去5年間で年に8件から24件、保全総額が400万円から4800万円程度、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全が過去5年間で年に140件から200件程度、保全総額が3億5000万円から10億5000万円程度となっている。警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室 (Japan Financial Intelligence Center [JAFIC]) 『犯罪収益移転防止に関する年次報告書 (令和4年)』47-48頁参照。本報告書は、JAFICのウェブサイト上 (<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm> [2023年5月31日最終閲覧]) から入手することができる。
- (302) 石塚・前掲註 (17) 7頁, 白取祐司「没収・追徴手続」季刊刑事弁護25号31頁など参照。
- (303) FATF第4次対日相互審査において、評価項目の1つである「没収」(IO.8)が「適度な有効性」に留まったことを受けて (FATF, *supra* note (3), at 89), 日本政府の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」5(3)には、高リスク分野に関する犯罪収益追跡調査、没収・追徴及びその保全の積極活用、没収の執行強化が掲げられている。
- (304) 例えば、【R87】において提示された散逸リスク基準に関する8つの指標的諸要素は、権利者との利害対立を適切に調整しようとした法の趣旨に鑑み、「財産の種類、性質、権利者の属性などの具体的事情に裏付けられた必要性の疎明」を求め、没収対象財産の処分の可能性を適切に判断するという立場 (井上 = 西田・前掲註 (253) 127頁) と軌を一にするものと思われる。
- (305) 清野・前掲註 (96) [上] 114頁参照。
- (306) 実際、法律委員会の検討作業では正面から取り上げられていなかった問題が争われている。例えば、控訴院 (R v Lowther (John), [2020] EWCA Crim 1387) は、犯罪生活様式認定事案において被告人が犯罪利益と推定される自動車や家屋を保有しているとき、これらの財産を市場価格で売却する際に生じるコストが利益額でなく入手可能額から控除されるべきであると判示している。対物的没収でなく对人的な金銭支払いに一本化する刑事没収制度では、潜在的な売却コストの控除という問題が顕在化する。事案の概要と本判決の意義について、橋本広大「海外判例研究 第15回 はく奪される犯罪収益の算定において、財産の売却に潜在的に要するコストの控除が認められた事例」判例時報2550号112頁参照。

論 説

- (307) 事前協議において、刑事法院における無罪判決後に民事的な没収手続が利用可能であるべきではないかの議論もあったようであるが、民事回復は検討作業の対象外であることから、諮問提案が行われていない。Law Commission CP249, *supra* note (12), paras 1.210-1.212.民事回復については、橋本・前掲註(7) 255頁以下、清野・前掲註(96) [(下)] 140頁以下、林詩書「有罪判決に基づかない犯罪収益の剝奪」同志社法学64巻8号202頁以下など参照。